

刑 政

號 月 三

行發會協務刑 法財
人團

刑 政 第參拾九卷第三號 目次

- ◇ Be Strong My Boys..... 卷 頭 言..... (一)
- ◇ スポーツの少年受刑者の心身に及ぼす行刑的效果に就て..... (二)
- スポーツの甚大なる効果..... 竹 鼻 尙 友 健 体 に 健 心 宿 る..... 戸 田 作 造
- 社會的適應格へ..... 吉 留 義 憲 大 に 盛 なら し め ぶ..... 山 崎 治 平
- 心身改造の良法..... 其 愚 生 先 づ ス ポー ツ により て..... 小 林 實 然
- 實驗に徴して..... 中 島 利 吉
- ◇ 第九回國際刑務會議の開會に際して..... 國際刑務會議々長 ラ ッ グ ル ス プ ラ イ ス..... (三)
- ◇ 宗教と犯罪(二)..... 本會鳴訖 佐 々 木 英 夫..... (四)
- ◇ 囚人の見たる一米國監獄(その一)..... 文學士 堤 隆..... (五)
- ◇ 少年受刑者處遇上刑の效果に就て..... T 生..... (六)
- ◇ 自 警..... 富 井 隆 信..... (七)
- ◇ 諸 家 諸 説..... (藤岡博士、繁田武平、山岡博士、竹内理學士、)..... (八)
- 犯罪とスカイスレクターバー(海外時報)..... (寺島勝治、榊原平八、松井博士)..... (九)
- ◇ 時間の話(名士閑談)..... 法學博士 鈴 木 喜 三 郎..... (十)
- 生きた英語―功勞表彰―休憩所―家庭のページ―行刑統計―叙任辭令―地方通信―刑務令規

刑 政

第 三 十 九 卷 第 三 號

ビー・ストロング・マイ・ボイス

その昔、札幌農學校(今の北海道帝國大學農學部の前身)の生徒達は標題の言葉のもとに勇往邁進したそうす。その結果同校の卒業生達は意志に於て、人格に於て、一世に頭角を擡んでたそうす。「ビー・ストロング・マイ・ボイス」とは「生徒等よ、身体を丈夫に、意志を堅固に而して人格を高潔に」との意味です。われわれの身体や意志が堅固であることはとりもなほさずわれわれの精神の健全を意味します。そこに犯罪の動機も起らねば誘惑も生じないのです。

丁度同じ様になが少年受刑者に「ビー・ストロング」と命ずることは少年者に対する行刑の妙諦ではありませんまいか。作業に精勵なることも、信仰に醒めることも勿論必要であります。けれどもそれ等の土台となる身體の健康と意志の不動とを養ふことを忘れてはなりません。此の意味に於てわたくしは特に少年者に紳士的な男性的な競技を興へるの必要を感じます。

紳士的に競ふときノールな互謙心が起ります。男性的に争ふとき血がわき全身に汗します。かくすれば坂等は自らストロングたらざるを得ますまい。

その昔の札幌風を少年刑務所に再生せしむることも亦一つの方法ではありませんまいか。(夢)

スポーツの少年受刑者の心身に
及ぼす行刑的效果に就て

◇はしがき

「スポーツ」の時代的價値はますます高められ、今日では非常に重要な地位に進んでゐるとは、世界的の傾向である。「体操などをして何になる」「駈つこをして何をするのだ車夫にでもなるのか」と冷評でもしやうものなら、時代を知らざる淺曉漢として殆ど狂人扱にされねばならぬほど、スポーツは普遍化し且つ重要視されるに至つた。かうした時にわが行刑界に於ても當然これをトビツクとして上程することは決して不自然ではないと思つたので、最も關係の深い少年刑務所干係の諸家を煩してその御意見をもとめたと、次の如く夫々の玉稿をめぐまられた。こゝに感謝の意を表する。

一 監獄法では、第三十八條に「在監者ニハ其健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシム」と云ふ條文があり、又同法施行規則第六六條には「在監者ニハ雨天ノ外毎日三十分以内戸外ニ於テ運動ヲ爲サシム可シ」と云ふ規定があるが、これは消極的な意味の保健上の必要から來る身体的動作であつて、吾々がトビツクに出した意味の運動競技とは性質を異にしてゐる。即ち同じ體操をさせても、それは監獄法施行規則第六六條の「受刑者ニハ戸外運動トシテ體操ヲ爲サシムルコトヲ得」の意味でなく、今日少年刑務所に於て實施してゐるところの教育の二科として吾々は運動競技を取扱ひたいのである。

監獄法第三十條には「十八才未満ノ受刑者ニハ教育ヲ施スヘシ」と云ふ條文があるが、之に基き「教育ハ専ラ徳義ノ涵養、品性ノ陶冶、身体ノ發育ニ力メ處世上必須ノ智能ヲ啓發スルヲ以テ旨トス」川越少年受刑者教育規定第二條とある意味にて、教育上重要な一要素として體育を取扱ふことは、今更事新しく主張するほどのことではない。たゞ現行の監獄法及施行規則がやゝ概念に於てはつきりしないから云ふので、近く提出されやうとする新行刑法には必やこの意味で教育の項に體育としてスポーツが（或は今日の小學校及中等學校の如く體操の中に含ませても可）明かに規定せられてゐること、信ずる。

現に川越及小田原の兩少年刑務所に於ては少くとも一週六時間は體操に當て、その間このスポーツを交へ、あるひは休日を利用して特に之を行はしむるやうであるが、その効果の偉大なることは次に掲げる諸家の論文中に之を詳らかにしてゐる。

一 休みの頃のスポーツの概念は昔から見れば、非常に變つて來て、スポーツは單に肉體を健全ならしむるとか、或はリクリエーション (Recreation) のためであるとか云ふのではない。スポーツは頭に關係してゐる。頭を休める爲に運動をすると云ふ意味ならば、スポーツはその目的を達しない。即ちスポーツは精神の鍛練とか或はある意味で人格の教養に役立つものとして之を重要視してゐるのである。

云ふまでもなく、今日のスポーツはすべて理的でそして正義公正の觀念を要し、また團体的で共働の精神がなければ到底行はれないのである。だからスポーツマンシップはとりもなほさず「共同一致、正しく強く」のモットーに突き進むものである。この意味に於てスバルタ流の健全なる精神は健全なる身体に宿ると云ふ觀念から、單に肉

体的の効果をのみ目的としてゐる体操などよりは遙かに進んだ今日の學說に相應したスポーツを盛んならしめて、精神肉体共に健全ならしめ、延いては人格の完成に役立てやうとすることは吾人の主張して止まないところである。一體に犯罪者は例外は別として肉体的には頗る貧弱で、「からだ」を資本に働くとの出来ないものが多く、又一面隨分と惡智慧のまわるものがある。しかし、これを正當にはたらかせることに於ては殆ど無力であるから、結局は社會の落伍者となる状態である。だからこのスポーツによつて、立派にスポーツマンシップを植えつけると共にある意味に於て生活の何よりの根元となる身体を立派に築き上げることが出来れば、從て行刑的效果も擧げ得ることになるのだから、出来得べくんば、少年受刑者のみならず、青年受刑者にも之を行はしめたいものと思ふ。また拘禁生活に於ては、自由を束縛されてゐる。——この苦痛を轉じて良結果をうると云ふ禪機的効果のためにも或は一般に少青年指導上問題になつてゐる性的勢力の昇華、(淨化轉化の意)をスポーツによつて解決せんとするところから考へて見て、拘禁生活者にとつては性慾の昇華を宗教的的信念や他の教化的要素のみによらず、このスポーツによつて解決することに効果あるものと考へる。

行刑は何處までも嚴なるを要する。アメリカの刑務所の如くプリズンチームを組織して、カレッジチームと試合するが如きことは眞面目な「行刑」に即せざるものとして考へものであるが、適當な方法によつて、スポーツをうまくはたらかせたならば必ずや行刑的效果を擧げ得ることであらうと信ずる。要するに吾人はこの機會に於て徒らに新奇を好む意味でなく、眞面目に行刑上の新問題を研究し討論して刑政有終の美を濟すべく努力したいのである、尙今後號を退ふて、刑務諸般の問題について論究を續けて行きたいと思ふ。

(K生)

スポーツの甚大なる効果

竹鼻 尙友

絶對的のスポーツ讃仰者ではないが、少年受刑者に對しては甚大の効果があることを信ずる一人であるから、一二の感想を列擧して指導をまつこととする。

保健上の効果

〔一〕不良少年の身体が不完全なことは既に事實が示してゐる。小田原に於て最近八ヶ年の入所者中その五五%は体格に於ては丙、營養に於ては下の統計を示してゐる。此等のものに對しては、其身体を強健にすることが、精神陶冶の主要條件であることは、もう論を要しないから、この点についてのスポーツの効果は省察する。

〔二〕夫ばかりでなく、身体各部の均齊的發展によつ

て、形態上の各機能が健全な働きをするやうになつて、精神上にも不知々々完全な發育を齎らして行くことも重大視せなければならぬ。

が何れも贅言を弄しないこととする。

教化上の効果

一、運動精神の徹底 極言ではあるが、スポーツの精神が受刑者の胸中に徹底し、各自にスポーツマンシップをもつに至るならば、殆んどその働きは改心することゝ同じ結果とならう。

二、人格の向上 低級な興趣から方向を轉換せしむることが出来て、高尚な情緒を味はしめ、從つてスポーツの精神が感情、品性、人格の上にならばはれ人格の向上に甚大の効果がある。

三、社會生活の訓練 犯罪の原因が秩序生活を営むの能力なく、又之を欲せないことに主要なる因由がありとすれば、スポーツの教ゆる精神は生存競争場裏には秩序と正義によつて進まねばならぬ眞理も體驗せしめらるだらう。

又競技などからは下劣な個人主義的思想の非を覺り社會共存の生活には何が大切であるかの眞理を不知々々發見して行くこともあらう。

四、スポーツの教ゆる力。其他スポーツが彼等に興味をもたせ乍ら、不可測の内に少年受刑者を指導し、訓練し自覚を促してゐる。例へば

一人々々の努力が全体の勝敗に關すること等からは自然各自の責任觀念を助成するし、

實力の努力によつて至難と思ふことに對しても、打ち克ちうるものゝ體驗を味はせるなどは、少年の將來に向つて得難き體驗であらねばならぬ。

等數へ来れば心身に及ぼす力は想像以上のことと思はれる。

拘禁生活の緩和

一、心身發育の旺盛な青少年の勢氣は、拘禁生活とは全々相容れぬものである。青少年が拘禁生活をする場合は、其のはち切れる勢氣が伸展する處がなく、本能から出てくる止むに止まれぬ動作が禁壓によつて、心身に内訶し、心身の組織に大なる障害を伴ふ……と云ふやうな點は、スポーツによつて其元氣と勢力が正常なスポーツに發露し排泄されてしまふ。して見ればスポーツは青少年の拘禁生活にはなくてはならぬ良下劑である。

二、青少年が他人の意志感情による規拒命令によつて

惶境に導かれる教誨の功德と匹儔する効果を感じしめられる。

行刑上の効果

一、個性の洞察。運動競技の際には個性が遺憾なく露れるから、彼等本眞の個性が洞察されて、適切な指導方針が明瞭となる。

二、刑務官吏との融和。受刑者對刑務官吏——そこに何時々妙なきそぐはない氣分が醸される。夫は受刑者は官吏を信ぜず、官吏は彼等を知らない、と云ふ處から出て来るが、運動競技によつて心と心との融和が出来豫てからの醸されてゐた氣分も「打ちとける」と云ふ一點で苦もなく消失されて行く。

三、處遇上の効果。小人閑居して不善をなすの古語を持ち出す迄もなく、青少年が徒らな終日の閑居は、不善不純の心と行爲に走り易いものである。この時間をさいて運動競技をやらせることは、寧ろ必要以上である。

又受刑者相互間の不良化は禁壓によつて、徹底的防止は望まれない。現在の之れに對する努力は全く徒勞であると云つてもよい。而も青少年には殊に之を強制し禁壓すれば益々自由を嚮望し、反つて反抗的となり

のみ行動してゐるのでは、進及する力を弛緩し、向上心を沮止し、益々意志を薄弱に、性格を遲鈍内循にし、全く氣力を喪はしめて、心身の發育を阻害して非社會的人物に陥らしめ易い……と云ふ欠陥は、スポーツによつて、之の退要的氣分から元氣と勇氣を恢復せしめ、因循から快活に導き、心身の完全な發育を助けて不自然な生活を緩和することは青少年にとつては重大な問題ではあるまいか。

三、勤くとも拘禁生活は非人間的である。この非人間的的生活も内心の罪惡觀から服役するから左程の障害も生活の激變程に表はれないのであるが、久しい拘禁生活に、この無斷の精神緊張は持續出来るものではない。もし持續してゐるとしても、余程の努力を要する。全体強制禁壓は他動的には勿論自動的のものでも、精神上の抵抗は異常の努力を要するのである。その無理な努力は實に青少年にとつて、殊に低格な者にとつては心身の上に殊に不良の影響のあることは言ふまでもない。この無理な生活をしてゐる青少年に何等精神抵抗のない自發的の行動が許される運動競技は此等青少年に對する心身療法の良療法であらねばならぬ。此の意味に於て受刑者が眞に過去の罪惡から宥されて、恍

易いが、夫に代るに拘束なき——受刑者の精神上に運動競技によつて快活に邪念のない數時間を過させ、潑刺の氣を大眞に發露させることは少年受刑者に對する何よりの精神の糧である。

四、命令遵奉の訓練。スポーツによつて互に理解された命令は強制禁壓が伴はないから、自發的に命令を遵奉せしめ、従つて其間に融和されて官吏の命令は平時に及んで命令遵奉規則遵守の訓練が自然的に出来る。五、能率の増進。前段で述べた通り、強制による行爲は精神上的の抵抗があり、爽快なるべき心身を陰鬱ならしめる。其醸成された不良素がスポーツによつて排除されてしまへば、眞から心身が爽快となつて能率が増進して来る。

以上は當面の効果を列擧して見たに過ぎぬが、之に附隨する効果は何處迄の影響があるかは測ることが出来ぬ。乍然一面に又弊害も伴つて來ることであらうがしかし少年受刑者に對する運動競技の必要は今迄考慮の時機は過ぎてゐる。蓄音機や活動寫眞以上に重要且緊要なものと信ぜられる。受刑者、感想にも活動、眞蓄音機以上に運動日の近づきのをまつてゐる程である

健體に健心宿る

戸田 作 造

△觀察と思考に過ぎぬ

一 体運動競技なるものが、彼等少年受刑者の心身の上如何に影響したか、即ち既往の事實を提供し、出來得ることなら、之を統計的數字に示し、其の基礎の上、此の問題の是非を言ふべきが固より至當である。併し未だ全國何れの刑務所に於ても之を談説するに足るべき程の資料が無いようである。有りても公表にならないの知らないが、私の居た又居る小田原と久留米には確に斯る資料は無い。

ソコで以下所論の殆ど全体が、私自身の觀察と思考、即ち曾て彼等少年受刑者に、運動競技を行はせ、其の際彼等の間に現はれたる状態を觀察し、夫れに思考を加へ、因て得たる感想に基き、之を取纏めたるもの過ぎない。依て其の輕擧の責を重荷し、偏に先覺諸賢

の御叱正を請ひたく思ふのである。

身体が悪い、故に精神が悪い？

今は既に故人であるが、醫學博士であり、同時に心理學と哲學との泰斗であつた。米國のハーヴァード大學のウイリアム・ゼームス教授は、其の心理學說に於て人間の感情、其の感情の中でも殊に「情緒」例へば、喜び、悲み、恐れ、怒る等は今まで世人が一般に信じ切つて居た如くに、先づ心に是等の感情が起つて後に夫れが肉體の上、現はれるのではなくて、先づ第一に、肉體の上に変化が生じて而して後に、初て心が其變化を感じ、之を意識するものであると主張されて居るとの談話を聞いたことがある。

ゼームスの此の學說が、果して是なる乎、又は非なる乎は私の企て及ばぬ所であるが、併しながら道は必ずしも遠きにのみ仰ぐべきにあらずで、之を近きに求めて、以て直に自己、自身に經驗するときはゼームス博士の所説取つて大に考ふべく思はれるのである。現代公文書面の日常常套語其儘を茲に拜借するならば、即ち「標記ノ件」を考察する上に於て、右ゼームス氏の學說を見落してはなるまいと信するのである。

更に「健體に健心宿る」の謬があるではない乎。言葉は實に古い。古いけれどもソコに、新らしき事實があることに氣付かねばなるまい。見よ、世に所謂主義者と言ふ半可通者流の連中には「弱體に弱心宿る」の類のものが實に尠くないではない乎。

まだうちら若き稚兒櫻、少年刑務所の少年中にも、私の言ふ「弱體に弱心宿る」者が甚だ多いように思ふ。否な精細に調査するならば、其の殆ど總てが「弱體に弱心宿る」の落伍者であるかも知れぬ。

弱心者果して弱體者なる乎、否乎、之を行刑上の事實に徴して見よう。

彼の徒らに駄駄を捏ね、「ヤンチャ」を言ふ「行狀不良」「改悛ノ狀難認」の肩書を有して居る者は、概ね何所かに肉體上の缺陷（一時的疾病を含む）を有つて居ることを發見するのが常であると言ふても敢て過言でないようである。

看守諸君、斯の如き者を捕へて、報告して曰く「本人ハ非常ニ悪イ。命令ニ反抗スル、作業ヲ怠ル、他人ニ喰ツテ掛ル、嚴重ナル懲罰ニ處スル必要ガアル」云々。これが通例行はるる報告要領であり、而して其報告に偽はりもなければ、虚飾もない。事實眞に、文字

通り其の儘である。

ソコで斯る報告に接して、時に或は率直に「夫レハ彼ガ自ラ悪イノデハアルマイ。彼ハ悪クアラネバ、今モ息ガ切レルガ如クニ、肉體夫レ自體ガ悪ク出來テ居リ乃至惡クナツテ來タカラデアロウ。果シテ左右デアルナラバ、先ヅ以テ肉體ヲ善クシテ遣ラネバ駄目デアル。彼ハ實ニ已ムヲ得ズ惡イノデアリテ、決シテ自ラ好ンデ惡イノデハアルマイ。左レバ當ニ彼ガ爲シタル言行ノ末節ニノミ因ハレ、因テ來ル根本ノ脈膊ヲ見ズニ直ニ彼全体ヲ不逞ナリト斷スル譯ニ行クマイ」云々と、すら應酬することがある。

固より斯様の言を爲すには、其の何れかに信すべき個中の消息を捕へてのことであるが故に、他日冷靜に其の悪いと言ふ本人を引見し能く調査するに、全然前に述ぶるが如き應酬「ソツクリ」の身体的缺陷者であることを見るのである。

△身体不良の証明

以上は實に理論でもなく、且つ意見でもない。眞に事實其の儘である。由て以て事實は即ち「弱體に弱心宿る」ことの一端をば確に物語つて居る。果して然り

とせば、彼等少年犯罪者の身体は如何に出来て居る乎又如何になり果てて居る乎の問題を窺ふ必要がある。然るに此の問題に付ては遺憾ながら今茲に一般に互る少年犯罪者の身体に就て調査せし材料を有しない。故に局限して久留米少年刑務所に於て試みたる、大正五年より同十年に至る六箇年間に於ける少年犯罪者の体格検査統計を左に掲げて見よう。但し此の調査は文部省に於て發表されたる中學生徒の標準体格調に比較照合して久留米少年刑務所の少年犯罪者の体格の良否を判定したものである。

中學生徒の体格と少年受刑者の体格との比較

年次	大正	同	同	同	同
年齢	五年	六年	七年	八年	九年
十五歳未満	良	良	不良	良	良
十六歳未満	不良	不良	不良	不良	不良
十七歳未満	不良	不良	不良	良	不良
十八歳未満	不良	不良	不良	不良	不良
十八歳以上	不良	不良	不良	不良	不良

前表に依れば、十五歳未満者の体格は比較的佳良であるが、年齒を加ふるに従ひ、不良の現象を呈して居る。這是漸次衣食困難環境不良の爲ではあるまい乎。

合に發達して居るように思ふ。

總じて所謂筋肉労働者は其骨格と筋肉がよく發達し之に反し所謂精神労働者は頭腦のみ運動し此所に力を入るる結果、骨と肉とは到底筋肉労働者の上に立つ譯に行くまい。

故に精神労働者には心まで弱るものが比較的多いと言はれて居る。

由是觀之、身体の發達は運動の齎らす賜であることが實に明瞭である。

何が故に運動なるものは爾かく身体の向上發展を招來するであらう乎。私の見る所に依れば、這是畢竟、心身調和の中に肉體を使用し鍛練するからであると思ふのである。而して心身が調和一致し一意専心肉體を使用し、之を鍛練する時に於て愈々全身の血行を圓滑にするであらう。

既に血行を圓滑にする一大効果を齎らす以上、茲に實に氣持ちよき爽快さを感ずる筈である。此の感情は、體て意志が強くなり、善惡正邪の判斷力を増し、理性を高むるに至らねばならぬ。私は此の點を以て運動競技の効果の中心であり根本であると信するのである。

私は僭越ながら「心身一元」を信するものである。

金持ちになれば、大概満々として面相までがよくなることである。犯罪者の多くは確に貧者である。環境不良である。獨り身体のみが良くなる道理を認め得ぬ。

△運動競技は心身改善の主要事であるまいか

少年犯罪者の身体の良否は前項証明に依て、暑淫之を察知することが出来よう。彼等は實に弱體なるが故に弱體であらねばならぬ。と觀察する人があるに違ひあるまい。若し夫れ左様の人ありとならば、是等は犯罪の個人的原因の一つとして、確に押へて置かねばならぬ。肝要なる着眼點かと信するのである。

左れば健心は先づ以て健体より初めねばなるまい。健体は所詮肉體の運動且つ鍛練に求めねばなるまい。常陸山も梅ヶ谷も且つ太刀山も乃至朽木にした所で其の天賦の体格を持つて生れたに違ひない。併し彼等若し相撲取に成らないと假定せよ。彼の禹の如き、仁王の如き巨體は得られないであらう。

百姓は特に手足が大きい。又全時に全身の筋肉が圓滿に發達して居り、車夫に至りては股以下の下肢が割胃頭にゼームス博士の心理學說を掲げたる理由の一半は即ち之が爲である。

更に運動競技は、自ら精神の統一を伴ふものである。精神が統一するならば又必ず全身の血行を進むるに違ひない。血行が佳良であるならば、骨も肉も屹度向上發展するに違ひない。骨と肉とが向上發展するならば、これ即ち健体でなくてはならぬ。健体には正に健心が宿るとは、昔の人の話でありて此の點に付ては私に責任は無い。

△運動競技の行刑的效果は「健体」に「健心」以て終結せざるなき乎

運動競技の心身に及ぼす反映は、正に上來述べ來りし如くであらうと信じて疑はぬのである。

即ち健体に健心であるならば、飽まで活動的であらねばならぬ。運動競技は實に自主的、自發的の健体健身法であらう。故に現今は「スポーツ」の全盛時代と言ふ人すらあるではない乎。

齒が痛くても親に孝行は出来ぬとの話を聞いた。實に其の通りであるかも知れぬ。腹が痛くては仕事は出来まい。頭が痛いときは乃至故障があるときはいやに

願までが立つてはない乎。

彼等は概ね屋内作業である以て風雨を避け、日光の恩恵に浴するの機会が尠い。世間の風物に接するの自由を有しない。夫れ故乎釋放後社會に伍し、社會の良民に比し、顔色が青ざめ骨が太く其の上所謂「ゴツゴツ」であるとの批難の聲あるを聴くこと久しである。

獨逸体操の祖「ヤーン」氏は「体操ハ單ニ身体ノ發達健全ヲ目的トセスシテ友誼ノ感情、勇氣、節制及ヒ愛國心ノ養成等所謂精神的訓育ヲ目的トス」と言ふて居ることである。

行刑の目的は、死刑を除き畢竟彼等を國家的に活かし、社會的に活かし、法律的に活かし、人生的に活かすにあらねばなるまい。

運動競技が「健体」を目的とするならば「健体」には「健心」が宿らねばならぬ道理である。於是乎彼等は國家的に活き、社會的に活き、法律的に活き、且つ人生的に活きなくてはなるまい。少くとも其の道程であらう乎と思ふのである。

社會的適應格へ

吉留義憲

一、序 説

時代の思潮は行刑在來の教養型式に不安を感じしめたり。而して門戸閉鎖の秘密主義は社會的への開放を強請してゐる。即ち藝に教化用映画に次ぐに蓄音器の使用を許容し、最近作業の社會化を生み、今亦スポーツの採用を要請せんとして漸く時代的へ試行法的の行刑が重要されて來たやうである。是蓋過渡期に於ける所産にして多大なる注意と興味とを感ずるものである。而して此試行法的の行刑は今後長く繼續されつゝ、時代に適合する教化補助機關への設建に働き努力が拂はるゝ事であらう。

二、教えられたるスポーツの力

瑞西に於けるベルン體操協會が一九二〇年に開催した會議席上に、大學教授フロツエツソール・ランドオ氏

の講演は其言言句句吾人行刑に携はる者の玩味すべき事を教えてゐる。即ち國民保健と云ふことは、今日に在つては最も重要な國家的事務に屬する。而して當に衛生學上の問題たるに止らず、優種學、科學、殊に自然科學の教ゆる所に從ひ、初めて人類をして身体的並に精神的に健全ならしむることを期することが出来ること云ふてゐる。又佛國の運動及競技協會頭ミツンヨ一博士は、民族の衰退を退治すべき手段中その最も有効なるものは活潑にして、眞摯な運動獎勵に在りと主張している。今ランドの言と對照するとき其意味は吾人に對して仲々考慮すべきものが多い。

尙ほ新人文主義 (Neo-humanism) の代表者シルレルは「人は眞に人たる時に於てのみ遊び、又眞に遊ぶ時に於てのみ人たり得べし」と言ふてゐる。實に人の人たる美點は道德的本務と自然的性行の統一せられたる時の心理状態に在るものである。而して此の心理状態は美育に於てのみ達成する事が出来るとも云ふてゐる。吾人は彼等の言を玩味するとき行刑と運動の結合を考慮されるのである。而して社會に於ける青年のスポーツが聯想される。彼等は或種の運動に向つて眞に面白く無我の境にあるとき彼等の認識と實際的行爲と

は克く調和統一されて、競技運動に身も心も溶け合ふてたゞ運動作品中の人となつてゐる。吾人も亦其創作物の表現かと觀るのである。——此の心身一致の無我境涯こそ彼等が不知不識の内に、身體の鍛錬それによる徳性の涵養、身體の發達による形態美等は、總て洋々たる前途の活動要素を構成するのである。殊に近時唱導されるスポーツは青年の圓滿なる發達の必要條件として、道德的效果は寧ろ其の副産物としての目的に置かれてゐるやうである。斯くして社會の識者はスポーツの熱を高調して、最近主張されつゝある攻緻運動の如きは將來一層の開拓を強請するであらう。而して吾人は此のスポーツの精神の價値が行刑機關の一方法として今妥當的に考慮するゝ事の當然なる事を思料するものである。

三、行刑上より見たるスポーツの價値

スポーツとは一般に運動競技と譯されてゐる。而して此の運動競技の價値は單に體育としての、身體の強健、筋肉の發達、心臓及肺力機の増進と云ふやうな積極的な外に、競技運動の規律的動作、團隊的共同作業の犧牲的克己心、競技に對する emotion の整々堂々たる崇高なる精神 (Sportsmanship) 等を抱擁して、

智育、徳育に對する意育の價値を思料するのである。吾人は現時過渡期に於ける行刑中に一種の不安を感ずる點が、如上の意志的教養の不備より徒に法の威力は壓迫、強制、禁止、叱責等より兒童天稟の濼濁たる尊き精神を萎縮せしむる消極的教養である事に注視されない限り、偶有効なる施設が出現してもそれは一時的の子供關しに過ぎないのである。斯くして兒童の精神は拘禁の過程と共に、意志のノロイ監獄型の人物と化して元氣旺盛の氣質また求めんとして發生せしむる事が出来ないのである。茲に於て發生哲學に於けるバルトクツジの言を聯想する「遊技は教育的勢力中の最も大なるものにして教育の基礎をなす。又兒童は如何に訓練すべきかは遊技中に最も明かに彼等の個性を教示して呉れるものである。而して兒童の周圍の社會狀態が健全なるものであるならば、年齢相當な遊技の種類を遊ぶにつきて、兒童自身の自然的興味に委せてよい」と斯んな事を言つてゐる。實に運動競技の上には兒童の發達せざる個性の不十分なる處を克く教示して呉れる。従つて兒童は簡單なる遊技より複雑なるを好む。而して全力を盡してあらゆる方法の下に自制克己心、奮勵、勤勞、嚴格なる意味に於て遊技中に働き作

業のある事を自覺すると共に、社會適應性の成る物に關れず事が出来るのである。此の貴き精神の調育は蓋し社會集團的生活に興味を有する人類が他の人々と社會的交渉をなす上に、各自の自由なる意思を以て社會の法的秩序、其他種々なる風習を尊重して、是れに従順なる念慮への増進、及自己の人格を以て社會の改善發達の爲め幾許なりと貢獻せんとする義務觀念への増進へ價値を認むるのである。殊に吾人は教養上の兒童の心理状態を考慮せずには居られない。換言すれば精神活動の基をなす所の感情所謂氣分と云ふ事を兒童の上に忘れては、一つとして其効果は擧げられないのである。彼の有名なジョンロックが彼れの教育論の初めに、健全なる精神は健全なる身體に宿ると云ふことを基として體育の必要を論じてゐる所以亦理あることである。然るに我少年行刑上に僅かに其型計りが採用されて、其實質たる健全なる精神獲得方面に於ては遺憾ながら零である。而して壓迫、禁止は常に兒童の精神をヒネクレタ感情の持ち主に化せしか、兒童らしき氣分の者は養成されない事となるのである。故に消極的教養手段より積極的行刑手段に、壓迫より指導ある開放に、自覺ある自由へ、禁止より獎勵へと導いて

やらねばならぬ新時代に這入つてゐるのではないだらうか。茲に於てスポーツの利用は行刑上より効果のあるものと思料するのである。

四、行刑としてスポーツを採用したら。

上來の所論は主として第三者の見地及行刑家としての客觀論に過ぎないが、今更に行刑への應用を主眼として考察するとき斯んな事をスポーツの上には自分は體感してゐる。努力は能働的意志を養ひ、克己心は發働的意志を増進せしむることである。此の意育的價値は現時我行刑の効果のノロイ施設の型を革新より創造への適應性を有するものと思料されるのである。殊に近時のスポーツはチームワークを採る團體スポーツを重視する。即ち共同作業で團體の成置を競ふことを目的としてゐるやうに思ふ。換言すれば團體のために自己を忘れ、又は自己を犠牲にするよ云ふ精神の力を教える事を重要としてゐる。是れ人間として國家社會若しくは民族の一員として、他の國家及社會若しくは民族と生存競争をなすに當つて如上の如き精神の必要を感ずるからである。殊に受刑者の意志薄弱にして理性を没却してゐる彼等に其の精神を扶植せしめることに於て強い力である。今仮りに現今の刑務所構内に

Grundを設け禁止たる交談の解放を許容する事が出来るならば、彼等は不知不識の間に人間らしき氣分を立歸り、赤裸々に其意志を吐露して行くであらう。親切なるもの利己的な心の強いもの、剛毅なるもの、優柔不斷なるもの、犠牲的精神に富むもの、狂態性を發揮するもの等、實に千差萬別な個性を發揮するであらう。是れ見方に依れば道徳的直觀的教授の價値を感ずるのである。現時行刑の器械的改心の在定の罪は、蓋し彼等の實際の個性を知る道が構ぜられてない罪である。吾々は壓迫、強制、禁止によりて無理に壓へ付けた行狀に評價を附ける邊を目醒めねばならぬ。予は此の見地より受刑者の運動及競技は彼等の道徳的鏡たると共に其のグラウンドは實射行場たる事に自覺するであらう。而して規律的行動を保つであらう。更に彼等が或種の運動に其個性を發揮し纏々として演じ終つた時、一つの勝敗の決定を與へ萬歳を高唱せしめ、彼等の名譽心を満足せしむると同時に自由なる交談を許すならば、彼等は運動に關して其失敗談や、手柄物語や、苦心談等種々なるトピックによつて一時は騒然として鳴りも止めないであらう。然しそれは満時のもので秩序は亂れず直ちに靜止するものである。此の機會

に彼等の行動の批判や補正を加へる事は之が尤も生きた道徳性の實踐指導であるまいか。斯くしてスポーツは單に體育増進の外に徳性を積極的に、發動的に修練して意志を陶冶し社會的適應格へ誘導する元氣を得せしむる時代に適した一方法で効果は必ず擧がるであらう。然れども現今施行の監獄法が思ひ切り改定されない限りは、人人の頭に依つて有害の種となるものである。

五、結 論

予は上來行刑としてのスポーツを重復に論じて來たが、それは教育として、保健及徳性の涵養方面に充分なる價値を認むるからである。殊に現時物質文明の進歩は、人間の生存競争上個人を對立とする小利己主義が旺盛に發達して、一方國家又は民族を對照とする犧牲的大利己主義は日々に減退しつゝ閑却される傾向で社會一般の識者が惱む處のものである。而して世は小利己主義の犯罪増加に、當局は惱まれてゐるのである。此の時に當つて社會的犠牲心をスポーツのチムウオークに依つて、扶植せしむる事は有利な策と謂はねばならぬ。尙ほ少年受刑者の反社會性を社會適應格に誘導する前提として、試行法的に行刑へ引入れる事の妥

當性を感するのである。されど本問題は、刑罰と云ふ觀念及スポーツと云ふ享樂觀念の錯誤の相違と、經費の伴ふ設備の問題は議論の相當多い問題であらう。

大いに盛ならしめよ

山崎 治平

少年受刑者は家庭の不遇や環境の不良であつた爲め放縱遊惰に流れ、不規律な生活をなし、且其精神が非常に荒んで陰鬱な偏狹性の者が甚だ多い。

故に刑務所では教養主義により教誨教育によつて、徳性の涵養と理性の養成に努め、作業によつて社會生存の資格者たらしむべく職業訓練を施し、又戒護によつて規律整頓清潔等の訓練をなし、以て環境刺激に對する心身の抵抗力を養ふべく、薰育矯正に努めつゝあるのである。

しかしながら、窮乏な狭い而も無味乾燥な刑務所で心の荒みきつた、癖みの多い彼等に何かから何まで爲すべし、爲すべからず主義で之を教へ、之を命じても、中々思ふ通りに行けるものではない。何かそこに彼等の趣味的、自發的、自律的に希望に進むの方法も講じなければならぬ。無論時々刑務協會の活動寫眞や着音機によつて之を緩和して居るけれども、單に之のみに頼り安んずるわけに行かぬ。それは僅に精神教化の一助たるに過ぎない。矢張り健全なる精神は剛健なる身体に宿るといふ通り、少年には身心共に訓練となり趣味となる方法も必要である。此點からして當少年刑務所では体操の外に自由運動として上級生に限りテニス及びフットボールを課して居るのである。

二

しかし此のスポーツも、かの所謂一般小學校中學校や青年團のその様に自由開放して娛樂的慰安的になさしめたならば、却て害あるのみならず又社會からも甚しき理解を招く恐れがある。もとよりこの運動競技は右に述べた様に彼等の慰安となり、娛樂とするを目的とするのではなく、彼等の特質たる遊惰、陰鬱、

偏狹、卑屈、懦弱の悪性癖を矯正して、所謂實質剛健にして奮勵努力の氣を養成する訓練の直接手段換言すれば身心の鍛練陶冶所謂少年の天賦爛漫たる果々しき性情を舒暢せしむるの手段として行ふのであるから、決して之を遊戯視せず何處までも教育的に規律的に秩序的に嚴肅に行ふて、その間に禮讓を亂さしめないで、共存共樂的に行はしむるの注意がなくてはならない。即ちテニスにしてもフットボールにしても、競技をなさしむる場合には、双方互に必ず禮儀を失はしめず、動作は何處までも男性的にして、勇壯活潑に、負ける時も立派に男らしく負けるといふ、所謂君子風に訓練するの注意を要する。即ち彼等になさしむる競技は、生命あり意義ある競技である故に生命ある所に、勝利にも意義あり、敗北にも意義があるのである。激烈なる猛打激蹴の中にも、何處までも規律的に秩序的に君子的に嚴肅裡に、始めより終りまで和氣を以て満たされ、相互に禮讓を失はず、全力を盡しての決戦。そこに目前の勝敗の外、言ひきれざる眼に見えざる、尊い何物か大なる靈光が養成されるのである。

而して凡そ教育訓練の徹底を期せんには、首腦者自らが素質の改善と人間味の教養の第一線に立たなけ

ればならない。故に之を單に彼等少年のみになさしめて、職員は之を奥から視て居るといふ風では駄目である。須く感化の中心である所長や教師も之に伍して指導し、彼等と共に和氣霽々の裡に品性を陶冶しなければ徹底しないで、良き結果は齎し得ない。

三

前述の如き主義方針のもとに當所では上級生に限り一週一回宛と休業日にテニスとフットボールの競技をさせて居るが、其効果は日を重ぬるに従つて著しく認められて來て居る。

參觀者の一部には「競技をなす者は緊張して居るか
らよいが、他の傍觀者は皆退屈な爲に雑談が多いでせう」と言つたものもあつたが、それは全く杞憂であつて、競技をしないものでも、身心共に緊張して退屈どころか、肉躍り血湧き早く己の順番の來らんことを待ち焦れて居る位である。而して其間競技者は勿論彼等一同は凡てを忘れて些の悪心なく、僻みなく、何れも元氣激昂として純真無垢な精神に充ち満ち、天真爛漫たる氣分になり、全く己の惡を離れてしまふのである。

と級を下降さるゝ、そうなると自由運動をなすの資格が無くなる。目下では殆ど反則者皆無の有様である。

四

今このスポーツによつて行刑上如何に効果を收めつゝあるかといふ事を具体的に二三の實例を以て紹介して見よう。

イ、先づ彼等が日々自筆するところの日記帳の中より摘出して見ればわかる。

A 「テニスをする時には私の心は何時しか幼年時代の純な心に立歸ります。此時ばかりは何の惡も考へず何の慾も起りません。私は此の誰有い自由運動によつて毎日かうした純な心を養つて修養させて頂いて居ります」

B 「私達の様な深いものと共に空高くフットボールを蹴り上げらるゝ先生方の胸心を驚かす時、私は涙ぐましいまでに暗しく有難く思ふのであります。かうしたひねくれた私の心は次第に無邪氣な純潔な心となつて行くのであります」

C 「今日はテニスをさせて頂く日だと思ふと朝起きるにも何となく元氣が出て朝の内から作業にも懸命に愉快に働くことが出来ます」

殊に指導者自らも之に加はりて、競技を行ふのであるから、其温情に感服するのみでなく、そこに人格化を穿出して來る。故に如何に心の荒みきつた者でも、自然に緩和されて穩健となりて、所謂そこに眞實剛健の精神が養はれ、一面又社會生活上必須なる一致共同の美德も養はれ、眞に活氣ある青年を造るのである。又今迄非常に因循で陰鬱性であつたものでも頓付までが晴々しくなり、自ら言語動作も漸次活潑となり、機敏となり、沈着となり、従つて又其結果が作業成績にも影響して能率が次第に増進しつゝ、あるは事實の証明する處である。常に吾人の經驗する處の彼の一種の囚人根性たる通有性となるのも此に打破されて非常に効果がある様に思はれる。

尙茲に特筆すべき事は、從來往々發見されし仮病者が此のスポーツを創めてからは、殆ど皆無となつた事である。之は遊惰性に富んで居る彼等が、少しでも作業に怠らんとする手段であるが、病氣だなんぞと言つて居たならば、他の者が懸命に活潑にやつて居る運動競技が出来ないと云ふところから、かゝる假病を申出る者が無くなつたのである。

尙犯罪事件が漸次減少して來た事も事實で、反則す

D 「敵味方務に突進せんと意氣込む劇那は實に何物をも突破する勇壯偉大な精神に満ちて來る。かくして次第に眞實剛健なる精神が養はれ、肉体的にも精神的にも非常な効果あることを体得した」

、次に當所に「某某」といふ何れも窃盜罪で不定期刑に處せられた二人の少年が居るが、二人共時期は異にして居るけれど、精神に稍異状を來たし、一時は醫圖も仕末に困つたものだったが、種々温情を以て考慮した結果、漸次恢復したので工場に出役せしめ、其内に進級せしめて運動競技をさせる様になつた處が、二人が二人共全く心機一轉して殆ど狂性性たりし彼等は全く普通の精神状態と同様になり、爾來更に再發することなく、目下何れも外役の掃天に従事して居るのである。

尙「某某」と云ふ何れも窃盜罪にて、入所當時は陰鬱性で、而も稍變態性を帯びて居て、日々作業も一向出來ず、毎日グズ／＼して其日を送つて居たのであつたが、二級に進み、フットボールをさせる様になつてからは、漸次其性情快活となり、動作も變化して今では作業も僅に科程を上げて居るのである。

五

當所にこのスポーツを始めてからまだ一年半餘にしかならないが、之を行はなかつた前年度に比べて見れ

ば、彼等の性癖を矯正する上に、言語動作の上に、作業能率の上に將又犯則行爲の上に、何れの点に於ても適かに好結果を齎らせた事は争ふべからざる事實である。殊に萎縮し切つた彼の血色も其後は非常に良くして希望に輝く色が見得る様になつた。

要するに刑務教育が漸次時代と共に進歩して社會化する今日、かくの如く行刑上多大の効果を認むるスポーツを彼等少年受刑者になさしむるといふ事は、最も意義があると同時に心身改造上益々之を奨励したいと思料するのである。因に當所では徒歩競技は行らない。

心身改造の良法

其 愚 生

國民元氣振作の爲め、其の方法の一として、先年來我國當局者の熱烈なる奨励により、各種學校は勿論、各府縣青年團、在郷軍人、銀行會社員等に至るまで、

然らば行刑上競技運動が如何なる効果を齎すかと云ふに、現在之を施行して居る少年受刑者に就て研究して見ると、大要、身体發育上の効果と精神訓練上の効果とである。

一、身体發育上の効果

青少年の時代は身心發育の最も盛なる時代である。然るに刑罰執行中は一定の規律に束縛せられて居るのも、起居動作一として自由なるものはなく、寢るも起るも皆命令に依るので、自己が思ふまゝに筋肉を練り心ゆくばかり全身の運動を行ふことが出来ない。各刑務所では、從來青年受刑者のみに限り徒手体操を行つたやうであるが、少年刑務所に於ては特に重きを置き、熱心に是を行つて來たやうであるが、従つて其の効果も顯著であつたやうに聞き及んで居る。然し徒手体操や行進運動も遺憾ながら未だ血湧き肉躍る底の全身の緊張と全勢力を傾注し盡す底の熱誠と躍動とを見る事が出来ない。然るにスポーツは平素体操等によりて訓練せられたる成績の全部を發揮し、体操に於て見ることの出来ない全身の運動と全心的の活動とを遺憾なく發揮し得るので、身体發育上其の効果が

スポーツ熱は正に白熱化して、著しき進歩發達を來したことは今更喋々を要しない。而して時代の要求に迫られ、社會とは隔離されて居る刑務所の一部にもスポーツ熱は波及して、戶外運動の一部として特殊なる場合に之を行ふに至つたのである。就中、教育的色彩の濃厚なる少年刑務所に於ては、當局の指示に基き銀婚式當日の如き特別な場合に之を試みたるに至つたが何れの刑務所に於ても教化上並に保健上尠からぬ効果を擧げ得たのである。

抑、行刑の内容として監獄法第三十八條には保健運動を規定し、更に同法施行規則第一〇六條には戶外運動の時間を規定し又教育上の体操を保健運動の内容として之を認めて居るが、現代に於ては時代の要求によりてスポーツ即ち競技運動をも戶外運動の内容とするに至つたものとも見られるのである。行刑中運動を行ふは保健を第一義とすることは勿論であるが、近來行刑が著しく教育的意義を有するに至つた結果、心身訓練の一方法として換言すれば教育的効果を目的として運動を行ふやうになり、遂には競技運動も亦行刑上少年受刑者に對して大に意義を有することゝなつたのである。

著しく、従つて行刑上に依る、身体發育上の損失を之によりて防止補充することが出来るのである。而してスポーツの身体に及ぼす一般的效果即ち消化機關の活動を促すことや、血行促進、肺胞面積の増加、筋肉及び神經に及ぼす効果等の積極的發育上の効果並に消極的保健上の効果あることに就いては贅言を要しない。

二、精神訓練上の効果

スポーツの行刑上に及ぼす効果は其の身体的効果よりも寧ろ精神上の効果多大なる点である。教育や教誨の言語文字を以て教へる方法は元よりそれ／＼の目的に向つて多大の効果あることは周知の事實である。然れども共同一致の觀念や努力奮闘の効果を自覺せしめるが如き場合には、スポーツに於て教誨教育以上の効果を擧げ得ることがある。即ちスポーツに於ては、受刑者をして自發的に徹底的に是等の道義心を自覺體驗せしめるからである。左の感想は大に注意を値する。

○「バスケットボール」これは一人一人になつては良く出来ない。味方同士球を奪ひ合ふ方は取れる。共同一致せし方は

○ 作業發達に於て勝利は二工場に取られてしまつた。残念で

過ぎないこと、信ずる。然しスポーツが行刑上少年受刑者の心身に及ぼす効果は、よゝそれが全体に亘つてないにしても、必らずや相當の効果があることは疑ふ可らざる事である。斯く云へばとてスポーツは常に屢々之を施行すると云ふことは考へものである。何となれば、それはあまり屢々行ふことによりて、却つて緊張を缺き、従つて効果も減退するのみならず、動もすれば行刑上最も尊重すべき嚴肅紀律を紊す損失を招き、功過相償はずと云ふ結果に陥る虞があるからである。故にスポーツは一年に二三回、母も威肅に、最も緊張して之を行ふ場合は必らずや行刑上効果尠からずと史料せらるゝのである。

先づスポーツに よりにて

小林 實然

少年刑務所は、其目的から考へても刑罰執行の場所

究と改善を要すべき事項があると思ふ。要するに彼等の頭から彼等の想像してゐたやうな、所謂刑務所らしい不愉快な気分を取り除いて、常に晴やかな空氣の中に生活させることは、決して刑罰執行といふことと矛盾するやうなことはない。

彼等は大概幼時から經濟的に恵まれない家庭に養育せられてゐるばかりでなく、或は父母の慈愛を知らなぬものや、或は他家に養はれたものゝ可なり多いことは、統計が之を示してゐる。彼等はノンビリ育たねばならない時期に於て、斯うした環境に生活と闘つて來たのであるから、心身共に著しくイヂケテゐる。殊に精神的方面に於て、執拗、偏狹、陰鬱、卑屈、といふやうな非社會性が潜在してゐると共に、其の容貌や眼の色にも小供らしい無邪氣さが失はれ、そして飽迄も強情で、解りきつたことでも一度知りませんといつたら最後、容易に騙へそうとしない。つまり素直な處がすつかり失はれてゐるのである。これが小供の時から小突き回された何よりの證據である。これだけでも既に精神的に大きな缺陷を持つて居るのである。斯うしたものに對し、頭から宗教や道徳を注入したからとて割

といふよりも、寧ろ特別教化の機關であると解する方が適當である。そして彼等を教化善導するについては所謂「境は氣を移す」とも言はれてゐるやうに、何よりも先づ彼等の氣持を轉換させることが必要である。だから是迄のやうな犯罪的氣分の淫溢した不潔な空氣の中から、嚴肅な透徹した空氣の中に移し替へてやらねばならない。彼等は入所する前に、まだ經驗したことがない刑務所についていろ／＼の想像が頭の中に画かれてゐたに相違ない。そして其の想像の總てが不愉快なものばかりであつたに相違ない。ところが入所と同時に、彼等の想像してゐたことゝ實際とは大きな隔りがあつて、骨身に徹るやうな刑罰の峻嚴さはある。けれども想像してゐたやうな所謂「罪人の入れられる處だ」といふ不愉快な感じのものばかりではない。何處を見ても清潔だ。塵一つ落ちてゐない。貸與された規定の物品が居房に整頓されてゐる。そして毎日時間割によつて教育される。言はゞ通學されない學校だ。嚴格に規律の守られた善良な寄宿舎だ。こゝで自分等の心身が改造されるのだ。といふ氣分を起させることは行刑當初に於て必要なことだと思ふ。斯うした氣分を持たせるについては、設備や處遇の上に尙幾多の研

合に反響が無い。それよりも先づ彼等が普通の人として失はれてゐる、或ものを蘇へらせ、そして、もう少し小供らしい笑ふべき時には人並に笑ふやうな快調な小供にせねばならない。いつ見ても眉宇の間に小皺を寄せ、底光りのする目で偷み見したり、人に物を聞かれると叱かれてもするかのやうにおぼ／＼して、ダマリコクツテ、受け答へ一つ出来ないやうないやな氣前を取去つて、もつと、ハキ／＼した快調な氣前にしてやらねばならない。ところが拘禁生活は彼等の最も苦痛とする處の嚴肅な規律と勤勉とを要求してゐるばかりでなく、生活其のものが孤獨と寂寥である。これをし、其の儘に放置するならば、彼等の心情が益々荒廢すると共に、退嬰卑屈の悪影響が與へらるゝであらう。故に此の缺陷を防ぐのみならず、進んで快調な精神と活動の元氣を喚び起すに付ては、常に彼等に對し温情をもつて接することば勿論、教養と慰安の設備が無くてはならない。教誨堂へ福音書が選ばれたり、活動寫眞映寫の準備が施されると彼等の相好が崩れ如何にも輝かしい希望に満ちた表情が現はれる。これ等は元より教養上有意義たることは勿論である。

然しながら、何といつても少年の生命は肉體的活動にある。生理學的には門外漢であるけれども事實上に於て肉體的活動に興味を持つことは、年少者にのみ惠まれてゐる特權である。此の活動性が、体育的に、規律的に共同的に善用されたのが、現代に於ける各種のスポーツであつて、其の間自ら興味に伴ふやうに仕組まれてゐることは勿論である。故にスポーツは一種の秩序ある面かも清新なる教育であるとして差支あるまい。此の意味に於て少年受刑者に對し平素の体操時間を利用して、各種の競戯を行はしめることは、彼等の特性に適合するばかりでなく、澄潤たる元氣を養成する上に於て極めて適切なことと思ふのである。既に其の筋の通牒に基き、皇太子殿下の御成婚奉祝式の當日や天皇節祝日に於て刑務所内のグラウンドに催されたスポーツが、如何に彼等の間に歡迎せられたかは實に豫想以上であつた。競戯に熱中してゐる間は、刑務所に拘禁されてゐることも、罪の子であることも、總ていやな氣持を起させる分子は悉く金頭から去つて、只愉快といふ感じより外に何物もないことは、彼等の容貌がそれを雄辯に語つてゐる。團體競戯の場合の如き、味方の應援に我を忘れて熱中してゐる。彼等は以前の

無邪氣な小供らしい小供に返つてゐるのである。其の日の彼等の日誌は、筆を揃へて愉快であつたこと、感謝に堪へないこと、初めてスポーツに参加したものは刑務所で運動會の催しがあるとは思ひもうけなかつたこと、などが書かれてあつた。其の後の發信には何れも家庭に宛て、運動會があつたことや、其の狀況がこま／＼と通知され、中にはプログラム迄書かれてあるものもあつた。此の日誌や書信の上から見ても、喜悅と感謝に堪へなかつたことが紙面に躍動してゐるのである。斯うした氣持は、恰も長かつた冬の季節が漸く過ぎて、温い春の訪づれを受けたと同じである。そこに感謝と希望の世界が展開され、自ら活動の元氣が養はれると共に、彼等の持つてゐる非社會性が漸次改善されて行くのである。

而してスポーツの價値は興味である。と迄行かなくとも少くとも相當の興味がなくはなるまい。私はスポーツに關する科學的知識を持つてゐないから、或は見方に誤りがあるかも知れないけれども、常識的に考へても、興味の薄いものはスポーツとしての價値が著しく割引されるに相違ない。活躍してゐるものも、見

てゐるものも、確かに興味を中心である。ところが刑務所は規律の府である。故に規律が紊れるやうなことがあつてはならないと言ふ意味に於て、規律のみを中心とした單純なものが選擇され易いことは明瞭な事實である。然しながら假にもスポーツが少年受刑者の心身に好影響を齎すものであるといふ見解の下に採用されるとしたならば、今少しく興味もあり又相當頭の働きを要するやうな種類のものも、教養上必要なことと思ふのである。それには相當運動具の設備を要することは勿論である。

要するに少年受刑者に對する行刑は飽迄も積極的であつてはならない。彼等が釋放後軍に法律的生活をなし得るに止まらず進んで道德的にも、經濟的にも確實な生活をなさしむることを以て理想とせねばならぬ。故に苟も行刑上有意義と認めらるゝ處のものは、施設の必要あることと思ふのである。

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（百）

實驗に徴して

中島利吉

標題に就て先日編輯部より何か意見を書けと申越されたが、何分にも實驗に乏しき私として直に纏つた意見を書くことの出来ないのは遺憾である。去りながら全く兜を脱ぐのも心苦しいから次に主として實例の一端を叙述し以て之を意見に替へたい。

少年受刑者は概して性質が怠惰で薄志弱行である。之を罪質から見ても竊盜が八〇%より九十%に上つて居り又犯罪原因遠因から見ても常に正業を嫌ひ觀劇を好み肉食を爲して其の費用の窮餘致に至るものが極めて多い。これに依て觀れば彼等の多くのものの性行が惰弱であると云ふことは少しも疑がない。果して然らば之れが矯正の一方方法として紀律節制忍耐力の養成に重きを置き其の体力を養ひ、其の志操を堅固に所謂心身の鍛練を必要とすべきは蓋し自明ではあるま

素より其のことは獨り体操運動競技に限る譯ではないが、夫れら幾多の方法は之を他日に譲りここには單に体育の方面より出發して實例を擧ぐれば

(一) 昨年五月十日 御大婚二十五周年の佳節當日全員合同体操と紐結競走、算盤競走、綱曳等の競技とをやつた。この競技を行ふに付私は前日趣旨を彼等一同に豫告した時の喜びの状は顔色に溢れ、其の心理状態は當時徴した次の感想録の一節によつても窺はれる。

a 運動會が始まりました。一番初に一斉体操、二番目に紐結競走がありました。私は一等でありました。次に算盤競走があり、これも私達の組が一等でありました。賞品を頂いた時は、本當に嬉しくありました。終に綱曳がありました。これは負けて口惜かつた。清んで居房に歸り、夜裏に就て靜に今日の一日を思出し、私達の如き罪の子迄も一視同仁の思召によつて、この喜びをわかち給ひしことかと思へば難有さの餘り感謝の涙がこぼれました。

b 紐結競走は自分等の組が二等を得て、酷しかつた。次の算盤競走は自分は連算が出来ないので、非常に遺憾に思つた。最後の綱曳には共同團結して二度共勝つた。運動會も無事清み居房に歸りてもまだいろいろと考へました。

c 運動場へと進みました。最後の綱曳は私しむる一の階梯ではあるまいかと思ふ。素より之か實行に該りては能く其の精神を理解せしめ 紀律秩序を嚴正ならしむると同時に此間職員は個性上機微を察知し、處遇上嚴正なる指導誘掖を爲す資料とも爲さねばならない。

以上の意味に於て私は一八九五年巴里國際會議に於ける、我が行刑學の大家故小河博士等の爲される決議(二)を尊重するものである。仮に競技上設備ある建物はないとしても、其の精神は常に之を求めねばならない。従て作業即体操なりとの考はどうしても持つことが出来ない。

(一) 綱曳、土囊送、中繼走、算盤競走、球戰の一部等
(二) 正木學士法學志林二七卷一號九一頁 第九問 從來監獄行政上囚人の力を支持する爲めに体育の影響問題に關し充分なる考慮が拂はれたか、考慮せざりしとすれば如何なる手段をとればよいか。決議 Gymnasium 式体操に非ざる作業は作業能力維持の爲めの作業にして体操に非ずとの意見を有す。

冒頭に述べた通り上來唯淺き實驗の事例を并べたに止り、標題にはまらぬことを陳謝する。(了)

の紐が協力一致した爲め勝つことが出来ました。相手が縛を緩めたとき私の組一同はどつと尻餅をつきました。居房へ歸てから今日の樂しさを繰返すとき過去の迷夢を覺し、自己を顧みることが出来ました。

(二) 當刑務所に於ける体操は多季は午後二時より三時迄の間に、其餘の季節は午前八時より九時迄の間を日課と定めてやつておる。故に時間勵行は云ふ迄もなく稀にある雨天には成るべく居房廊下杯を使用するも、幸に當地方は雪もなく、又雨の爲に外出の出来ない日は殆どない位であるから体操には便利である。教官としては軍事教育を受けた看守をして其の任に當らせ、尙昨年十二月當市商業學校長と協商し同校に奉職せる体操教師(後備特務曹長)を囑託教師として毎週木曜日の指定時間内教導の任に當らせて居るが、爾來緊張せる彼等の動作は聊か見るべきものあるやうに思はれる。

本來私は少年受刑者の運動としては單なる基本体操のみに止めず、進んで應用体操を選び向進んでは免業日を利用し適當なる競技(二)を爲さしめ彼等をして進取の氣象協同の精神を養成し以て体力を鍛ひ動作を靈敏ならしむることが體て再生の人となり、良民に伍せ

旅客として觀たロシヤの

監獄制度

鐵道省 種田 虎雄氏談

ロシヤの監獄は懲戒といふことよりは寧ろ感化といふことが其全目的であるかの如く監獄の凡ての施設が左様に仕向けられてゐる。即ち犯罪は主として環境より湧くものであるとの見地から出發したものであらう夫れ故に監獄内では勞働癖を作らしめやうと苦心してゐる、食糧なども普通のもので差入れも極めて自由であれば面會も亦自由である、たゞ政事犯罪のみは極めて峻厳に取扱つてゐる、監房も子供や男女別にはなつてゐるが各房ともにオーケストラの設備などあつて大騒ぎに浮れるのも毎日のやうである、だが斯様に寛大に取扱つては却て社會的に悪い風習を作りはしないかとの非難もあるやうだが露國の當局では獄内生活といふ限られた不自由な生活などは人としての本能の上から之を好むなんてとはあり得ないからとて、至極樂觀の模様である。斯くて露國の監獄生活は今日では世界無比のものとなつてゐる、が私の考へるには露國の今日の幹部運の多くは過去に於て隨分牢獄生活をやつた體験もあるので夫れ等が大に手傳つてかくは特異な監獄制度を採つたものと思ふ(よみうり)

第九回國際刑務會議の開會に際して

國際刑務會議々長 ラツグルスーブライス

這度世界的會議の開かるゝに當り其議長として、英國政府に代つて諸君に歡迎の御挨拶を申上げることのできるは、不肖予の享けた大なる特權で、深く光榮とする次第であります。

三十年前、予が初めて國際會議の英國代表者として任命された以來、余は常に自分の命のある間にこの大なるコングレツスが再びイングランドの土の上で開催せらるゝを見て、而して正義と人道との爲めの此の世界的會議の一八七二年のロンドン會議から始まつたやうに、その同じ地點から出發して、今後五十年間五年毎に世界の國々で、かんごく改良 (Prison Reform) の叫びが新しく揚られ、世界の各國民をして時々行刑問題 (La question pénitentiaire) の重大なる意義に覺醒せしむべきである、と予希望を不斷抱いて居りました。

この問題とは何でありませう。其意義、其價值、そ

てゐる不思議なひびきのために惱まされてゐました。

此の古いラテン語は元來單に人を「捕る」(to take)又は「掴む」(to hold)といふ意味を有つに過ぎないものでしたが、言ふべからざる残忍と苦痛との長い幾世紀かを經る間に此の語に恐怖すべき意義が結びつけらるゝに至つたのです。古しへのギリシャの悲劇のやうに、それは人をして憐憫と恐怖との感を同時に起さしむるもので、到處の「プリズン」の物語は文明史上の大なる悲劇の一つであります。然しながら、この悲劇の残忍な部分はそう容易くは認められなかつたのであります。語や名稱の人心に及ぼす影響は驚くべきもので、一とたび社會一般の想像力がこの勢力に捉へられると、語や名稱が人類文化の進歩に一大障害となるのは、吾人の常に見る所であります。かくして「プリズン」なる語は普通平凡な人間智識の一部となつてしまつて、單に法律並びに秩序の違反に對する保安を意味するものとして受取らるゝに至つたのであります。

國際會議といふような現在の場合では大體論を行つても差支ないと思ひますから、私は茲で極めて大膽に概括して言ひますが、余は多くの國々に於ける「行刑問題」の討論にたづさはつた長き經驗から次のやうに

の問題の文明の進歩と離るべからざる密切な關係を有つてゐることゝは、有識階級にさへ尙ほ十分には理解されてはゐないのであります。此の問題は世界の人間活動の大舞臺の背景を占めて居るのであります。薩になつて現はれないではゐるが、しかし十分に此の問題の重大なことを理解してゐる人々にとつては、それは單に凡ての他の社會問題を包摂してゐるばかりでなく、人間生活に於ける根本問題——即ち、世界の男女が正しき行ひをなすには如何に教しへらるべきやといふのではなく、如何にして彼等をして過れる行ひより遠ざからしむべきやといふ問題——なのである。これが行刑問題なのであります。

五十年前には、此の問題の意義の重大であることは十分に玩味されてゐなかつたのであります。悲しい事に今日も尙ほ一般に然うであるが、その當時に於ては社會の見解は「かんごく」(Prison)なる語の有つ斷言して憚らないのです。それは、一八七二年以來箇の國際的運動の凡ての傾向は一箇の反抗であつたことです。しかも、法律に對する違反者を處罰する唯一の手段としての「プリズン」の濫用に對してのみでなく、然し、「陰鬱なる城寨」といふ社會一般の「プリズン」に關する概念に對する強固な斷乎たる反抗であつたのです。而してこの城寨ではたとへ昔時のやうに文字通り「烙印を押され」(branded)ないまでも、尙ほ且つ自分の姓名の上に、正路の生活に再び入ることを殆んど不可能ならしむるやうな印 (mark, brand, stigma) (佛) をつけられて、一箇の人間が幾週も、幾月も、更らに幾年の久しきに亘りて閉ぢ込められておれば、それで澤山だと思はれてゐたのです。刑罰と「プリズン」とのこゝろの觀念に對して、我等の國際會議は常に一箇の強固な生きた抗議であつたのであります。

余は茲で簡單に此の週間の討論に付せられてゐる問題について述べたいと思ひます。

第一都會 (City Section) では、諸君は「拘禁に代るべきもの」について意見を述べられることを求めらるゝ筈です。この問題の趣旨は「プリズン」が贖罪の唯

一の方法であつてはならないので、よしたとへ他にその道なしとするも、受刑者の處遇は、其人の人格と有爲の精神とを破壊しないように工夫せらるべきであつて、能ふべくむば之を鼓舞振作すべきである、といふに外ならぬのです。

第二部會 (2nd Section) では、諸君は、犯罪の原因が精神病學又は心理學上の犯罪人の科學的研究によつて決定せられ得るものなりや否といふ問題について考察せらるゝことを求められるでせう。犯罪の原因については、從來已に多くの著書があり、今後も數多く書かれることと思ひます。然しながら過去五十年を振り返つて觀ると、行刑史上の著しい特色は、幼年時代に於て、精神痴鈍の徴候を探り、且つ、若し忽諾に付してをくならば終に異常な、時には犯性の行爲とまでなるべき不十分なる大脳の發達を發見するに足る精神病學 (mental science) の效用が、徐々ではあるが漸次認めらるゝに至つたことであります。

ロムプロゾーが初めて「生れつきの犯罪人」(criminal né, born criminal)——即ち、隔世遺傳的な犯人型 (atavistic type) を發見したりと主張して世界を驚かしてより、歐洲大陸の刑事學派の間に行はれた、

刑罰に關する在來の古い主義と新しい實證主義との論争が、犯罪の程度並びに刑罰の性質に對する法律上の見解を定むるに當つては是非共犯人の人物性格を算入しなければならぬといふことの、殆んど凡ての文明國の間に廣く認めらるゝに至つたといふ結果をもたらしたことは、疑ひもないのであります。我がグレート・ブリテン (英國) は此等兩派の衝突、即ち「輕減せられたる犯罪責任」(La responsabilité atténuée) といふ困難なデリケートな問題を中心として渦巻く凡ての法律上並びに哲學上の論争には、能動的な役割は演じてはゐませんでした。然しながら此の論争は我等の裁判所の中に其の反響を見出しまして、刑事司法中に醫師又は精神心理の専門家に遂行すべき任務が究てがはるべきや否やに關する議論が起つたのは一再に止まらなかつたのであります。

我が國の裁判所でも精神の缺陷より生ずる犯罪責任能力の不十分といふ申立に對しては決して無關心であるのではなく、慎重の注意を拂つて居るのであります。が、しかし、たとへ臨床診斷及び實驗室が司法並びに行刑上の機關の一部として設けらるゝに至つたとしても、今日以上に進んで此の問題に考慮が拂はるゝや否は疑

間であります。

我等が後年に至つて反社會の行爲に對する制御力を見出すのは、幼年時代に於ける種々の我儘な本能の善導——これは特に重要な兩親の義務であります——によらなければならぬといふことは疑ひのない事です。自己の凡ての機能を知り、之を制御するの道を訓しへらるゝの時初めて自己を支配することを學び得るのであつて、これは極めて幼い頃から試みられなければなりません。

醫學及び精神に關する科學は我等行刑の事にたづさるるものには固より助けとはなりません。然しながら、已に言へる如く、それは第一に兩親の義務であります。余は人の幼年時代と青年時代とが等閑に付せられてある我等の裁判所に、未だ嘗つて己を支配し、我儘な本能欲望を制御することを訓しへられなかつた成年者が引き出さるゝような今日の状態で、多大の成功が收められようとは思ひ及びません。嘗つて一八九五年及び一九〇〇年のパリ並びにブラッセルに於ける國際會議で、少年兒女に對して最善の注意を拂ふ國家が犯罪に類はさるゝこと最も少ない國家であるとの宣言が發せられたが、これ以上の眞理はないのであります。この

事は今日では平凡な事になつて了ひましたが、かうなるまでには、我等の會議の特色の一つであつた「犯罪少年及び棄育少年」(l'enfance coupable et abandonnée) の爲の熱心な辯論があつて、大なる力があつたのであります。此問題が今日の我等のコングレッツに於て重大な議題とならなかつた理由は、此の問題を取扱ふために已に一箇の大きな國際的の協會が創設されたからであります。

然しながら、尙ほ犯罪問題は依然残つて居ります、而して進化の年を閉みする毎に、一層具體的となつて來ました。犯罪に對しては豫防方法が最も根本的で必要欠くべからざるものであるといふことは今日已に到處に承認せられてはゐるが、防止の網が一箇の犯罪をも洩らさないようにしかく廣く張りわたされようとは尙ほ期待しがたい所でありまして、更らに悲しむべきは、如何に行刑に關する科學が發達しても、罪を犯かすものゝ階級は恐らくは絶ゆることはないといふことを、我等は明言しなければならぬのであります。然しながら失望してはならないのです、むしろ新しい努力を喚起すべきであります。フランスの Tarde 氏は「比較犯罪學」(La Criminologie Comparée) に關す

るその著書で、歴史有つて以来、如何に人間が新しい處罰方法を發明するに忙殺されつゝあつたか、而して此の行刑上の發明は凡ての他の數多き發明に先立つて居つたと言つても毫も差支なし。といふことを語つてゐますが、此の發明の精神は今日も盛んに働いてゐます。然し、それは人間をして常に新しい或物を求めしめる動搖不安の念からではありません。余の信する所にればそれは、古い處罰方法が悉く失敗して、犯罪者に對して社會を防衛するに足らないものであるといふ自覺が漸く發達して來た爲めだと思ひます。決して反社會的な或は有害な行爲に誤つた同情を表明するが爲めではありません。之と全く反對で、その目的は一層合理的な有力な方法によつて社會を防護せんとするにあると思ひます。

過去半世紀の主なる二つの發明は、(一)「條件附有罪宣告」(Conditional Conviction)——これには二つの形があつて、歐州大陸では「suris」(執行猶豫)と云ひ、英語國の間では「probation」と云はれてゐます——と、(二)保安 (security) 並びに改善 (reformation) の二面を有つた、不定期刑 (indeterminate sentence) とであります。

第一の發明は二箇の強い力に促されたものです。一つは初犯者、微罪を犯したるもの、又は偶發的の犯罪者に機會を與へようとする至極自然な人間らしい欲望で、二つには、違法行爲 (offence) の各種目に自動的に適用せらるゝ短期刑 (la dominière penale)——行刑投獄の無効、時には愚劣とさへ言つて可なり對する、日を追つて強まつて來た社會の輿論の覺醒とであります。

第二の發明は、不定期刑です。精確にかく呼ばるゝものは元來アメリカから生れたものでありますが「不定」(indetermination) といふ思想は、保安の方法 (mesure de sureté) としては已に久しく歐州に於て論議せられてゐたものでありまして、此の語はアメリカと歐州とは異つた意味を有つてゐるのであります。歐州に於ては不定期刑といふのは、社會の一員としての適應性を欠いたもの「永久追放」(banishment) としての適應性を意味するものであつて、アメリカでは、犯人の性格を顧慮する所なく、若干刑罰の法定の賦課といふこと、即ち、固定刑期 (fixed sentences) に對する抗議を意味してゐるのであります。此の二つの觀念の間には大きな溝渠が横つてゐることは明か

ありまして、我等の會議の歴史は不定期刑なる語の誤解から多くの混亂を生じたことを示して居ります。現在我等の目的としては、此のコングレスの討論の問題としては、不定期刑なる語は、只だ社會の一員としての適應性を欠いたものに對する保安方法 (mesure de sureté) といふことを意味してゐるのです。此の適應性を欠いたものといふのは、其人が不斷繰返して社會に迷惑と妨害とを惹き起すもの、例へば浮浪者 (vagrants) とか飲んだくれ (drunkards) であり、はた又た、幾度か果ねて重罪を犯かし又は國家に危害を及ぼすものたるを問はないのです。御手元まで差出してをきました報告を御研究になれば、累犯に對する防禦策としての mesure de sureté (保安方法) の原則がどの位の範圍にまで進展し、歐州の多くの國々の新しい刑法草案に一箇の地位を占しめつゝあるか、いふ分明にならうと思ひます。

この二つの發明たるや、實に不法なる行爲に對して人智の案出し得たる唯一の防禦策として、所謂かんごく規則 (Prison Rules) とか定期刑 (definite sentence) とかいふ古い思想から脱せんとする一箇の試圖であります。若し現在定期刑の下にプリズンに於ける拘禁に

よつて與へらるゝ保安 (security) に代ふるに、一方に於ては、初犯者又は微罪のものをして再び罪を犯させることを名譽を賭して誓はしむるの制度を以てし、他方に於ては、改悛の正當なる希望の存する限り條件附釋放を許すべきものとして、常習犯者又は累犯者を不定期間拘禁するの制度を以てするに至りましたならば、この事は實現せられようと思ひますが、然らば、將來の問題は、國家によりて行はるゝか、又は私設の釋放者保護機關 (voluntary patronage) によりて行はるゝかはた又た兩者の協調によりて行はるゝか、いづれにせよ、前記の制度の中其の一によりて自由を與へられたる人々の上に行はるゝ監督の性質如何の問題であります。

此の理由からして、第三の問題が甚だ重要なものとなります。即ち、如何にせば此のコントロールが有效適確なものとなさるべきであるか? といふことであります。許された自由を濫用する者を正しいさばきの下に拉し來るべき確實な監督の組織が樹立せらるゝのでなければ、社會に於ける箇人の權利は十分に保護せらるべくもなく、従つて、條件附宣告並びに釋放に對する一般公衆の信用は永久に失はれることにならう

と思ひます。

以上今回のコングレツスのプログラムについて大體を申述べましたが、終りに、特に參列諸君の注意を喚起したいと存する二つの事項が御座います。我等は恰も今日茲にこの會議の五十年祭を祝つてゐるのであります。で、余は二箇の提案を諸君の御考慮に供するの最も適當な機會であると信ずるのであります。この提案は二つながら實行の曉には、諸君が將來に於て我等の事業のために盡力せらるゝ機會を促進せしむること決して尠少でないと思ひます。

第一は我等のための常設事務局 (Permanent Bureau) の設置についてであります。年々、いよいよ、この大なる國際的の事業を處理して行く勞務と親しみ接した人でなければ、我が書記長 (Secretary-General) の履行すべき職務上の大きな責任と、之に伴ふ勞力とを理解することはできません。それは尊むべき愛の勞働であります。若しグロウニングン (和蘭) に於ける彼の事務所で人知れず靜かに働いて居られる、我が名噴々たる書記長ドクトル・シモン・ヴァン・デル・アー氏の指導がなかつたならば、我等の事業は大戦の暗濤

たる歲月を生き延びることは出来なかつたらうと思ひます。

來るべき五十年間に吾人の大なる目的が十分に満たさるゝが爲めには、我が中央事務局 (Central Bureau) の財政上の逼迫を救ひ、品位と能率とを以て其事業を遂行するに足る十分な資金を準備するために、今日茲に代表せられたる凡ての國家が共同して協定を遂げなければならぬのは目下の急務だと存じます。現在の如き組織の下に暮らされてゐる補助金は全く不十分であります。吾人の事業の中心點として一箇の中央機關を設置することによりて廣く世界の文明に裨益する所あらんがため各國政府をして現在以上に潤澤なる補助金を支出せしむるの目的を以て、諸國家會同の席上で此の事項が討議せらるゝのを見たいといふのは、余が議長の任を辭する以前是非とも實現せられたい衷心の願望であります。此の中央機關は將來の會議を準備し組織するのみならず、凡ての國々より有益なる材料を蒐集することによりて、行く行くは行刑學 (Penitentiary) 促進のための一大國際機關となるべきものであります。

第二の提案と申しますのは、國際犯罪統計 (International Criminal Statistics) の立案であります。これは前のもの程重要なものではありませんが、吾人の國際的の運動が眞の勢力を有ち、一般の興味を喚起するためには、何をいへども是非立案せられなければならぬと思ひます。これも亦た國際間の會同と協定とを要することでありませぬ。此の統計に關しましては、凡ての國家が眞に秩序紊亂の典型ともいふべき比較的僅かな種類の犯罪に關する統計を作成することに同意しましたらば、かゝる犯罪の統計表を五年毎の國際會議に提出することは難事ではあるまいと考へられます。余は此の問題に關する覺書を用意してをきましたから、御望みの方は諸問部まで御申出で下さい、かゝる國際統計は最善の行刑並びに防止方法を採用せんとする國家活動を刺激する所大なるものがあらうと考へます。此の問題は委員會に於ても屢々討議せられたのであります。未だ具體的及方案は未だ決せられないのであります。

扱て、だん／＼と諸君をお引き止め申しましたが、いざや我等は部會の仕事に取りかゝらなければなりません。世界の各方面から受け取つた立派な報告は十分な討議の材料を諸君に與へると思ひます。國際間の思想

の交換はあり得べき唯一の世界救済の道であつたと言はれたのは、もつとも次第であります。行刑といふ大問題について我等の思想を交換することによつて、我等は國家關係に一種の道德上の進歩を導き入れつゝあるものであります。我等は所謂彼の「慈善連帶」(Solidarité humanitaire) なる思想に寄與しつゝあるのです。箇のものが、歐州大陸の諸の協會が多年行刑學を基礎として樹立するに努めつゝあつた所のもので、今や我等は手を擴げて全世界を抱き、更らにその精神を作興せんことを求めつゝあるのであります。(了)

誌友近信

札幌 湯川 左右氏

皆様の御健康を祈り上げます。私は此處雪ふかき札幌刑務所に製産工藝品を製作させる使命を受け三度の勤めなすことになりました。

思へば長崎縣技手を三年二ヶ月大阪府産業技師を四年四ヶ月と云ふ年月を官海に又もや作業技師として蝦夷ヶ島島の北海道で靜に人間味を喫して行きたいと思ひます。

相變らず御引立の程願ひ上げます。右赴任挨拶として

宗教と犯罪

(二)

佐々木 英夫

(一九)

さて以上で大体西歐に於ける宗教と犯罪との關係はつきたと思ふから我國に於ける宗教と犯罪との關係を研究しようと思ふ。大正十四年度國勢一斑によれば左の通である。

社寺教會堂布教者及び信徒 十二月廿一日

種別	大正十一年	同十年	同九年
神道	三、一八八	三、三三三	三、六〇〇
佛敎	一〇一、三三三	一〇一、三三三	一〇一、三三三
耶敎	三、七六八	三、七六八	三、七六八
其他	二、九六六	二、九六六	二、九六六
布教者	六、二八	六、二八	六、二八
信徒	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

以上は全くそれぞれ權威のある統計に基き、百分比を出したり、十萬人に對する割合を出したりしたので先づ疑ふことは出来ない所であると思ふ。然らば如何にしてかゝる結果になるのであるか。

(二〇)

上來漢々西歐の例などを引いて述べて來たが、要するに私は我國の現状を知りたかつたのである。そこで第一に眼につくのは佛敎徒の犯罪の非常に多いことである。これは何故であるか、次に基督教徒は實數に於ては極く僅であるのにも拘らずパーセントになると非常な數となり佛敎とあまり相違のない數となるのは何故であるか、第三に神道には何故に犯罪者が少ないのであるか、按ずるに佛敎徒に犯罪者の多いのは家の信仰が佛敎であると云ふので教徒又は信徒の中に入つてをるのであるから犯罪者の割合が多いのは勿論であつて全く偶然の事象に屬するのであり、基督教徒に割合に多いのは悔改めさへすれば罪が減びると云ふ誤つた見解から起るものであらう。然し尙研究の餘地はある。而して神道に最も少ないのは宗教としての神道は新しい宗教であるから自ら進んで信者となるのによるも

次に大正十四年一月二十一日發行にかゝる文部省宗教局調査表により神佛耶三教々徒及び信徒數を表示すれば左の通である。(二二)

神道、佛敎、基督教徒及信徒數	百分比	
神道	一六、二一六、三九九	二五・〇一
佛敎	四八、〇四二、〇四二	七四・六六
耶敎	二一、三八一、二	一〇〇・三三
合計	六四、八三二、二五三	一〇〇・〇〇

以上の二表によつて其の實數に於ては佛敎が第一位であり神道之につき基督教は非常に少ないことを知るのである。然らば其の犯罪關係は如何、今大正十年度司法統計に基き之を表示すれば左の如くなる。(二三)

大正十年度神佛耶教徒と十萬人に對する其の犯罪者の數	犯罪者	十萬人に對する割合
神道	四六八	二・八八
佛敎	二一、一七四	四三・七五
耶敎	九〇	四二・〇九

のと斷するのである。以上の様な理であるから宗教に對する新運動の起るのは勿論である。理論上からすればどこまでも宗教家の云ふが如く信仰のあるものには犯罪が少なくならなければならない理合である。だから所謂信者と云ふものは眞の信者ではないのである。實は以而非なる宗教家であり、信者であるのである。眞の意味の信者であり、宗教家であるならば斯様な結果になることはないのは勿論、例令罪人であつたものでも世の木鐸となり或は聖賢の位置にも達し得たことは歴史の證して餘ある所である。見よ中世の西歐に於ける宗教の狀態を。私はこの點に關しては拙著『中世教會史要領』の一節を引用して世の宗教及教育に従事する諸兄の猛省を促したいと思ふのである。曰はく「中世の教會が產出したものの中で法王權と僧院とは其の二大勢力である。然し法王權は多くの弊害の根源となり、又分離の原因となつた。而して僧院はあまり禁欲主義を擴張したので遂には道德の破壊に終つた。此處に於てか教會及び社會はこの行詰れる社會狀態の改造を企むに至つたのである。即ち教會の長と其の成員との改革を要する時となつた。ソームが「之ヲ望マナイ人ハ一人トシテナカワタ、改革ヲ要求スル意識ハ

深々且ツ一般的デアウツ、否寧將來ヲ双肩ニ擔ツタ所ノ有力者ガ既ニアラハレタ。十四五世紀ハ全然没落ノ時代デハナカッタ。彼等ハ改革ヲ培養シタ所ノ時代デアウツ。完成セラレナケレバナラナカッタ所ノ大事業ハ神ノ選手ヲ其ノ目的地ニ導クベクデアウツ所ノ知的運動ニヨツテ進メラレタ。云々」と云つてゐる通りである。獨り制度の上に於て問題となつたのは法王權と僧院とであるが、其の内部的方面に於ける暗黒點は決して忘れてはならない。即ち中世が暗黒時代と云はれる一方である。曰はく迷信、曰はく信仰の形式的なること、曰はく僧侶の腐敗と無學とである。見よ中世人は聖餐法會に於けるパンと葡萄酒とが基督の肉となり血となること云ふ化体説を始めとし、マホメット教すら排斥せる偶像崇拜を信じてゐるにあらすや。之を迷信と云はずして何ぞ、且つや免罪符の賣買の如きはパウロの信仰によつて義とせらるゝ教理に反して功德善行に依つて救はれる結果信的精神の發露にあらすして何ぞ、若夫れ僧侶の腐敗と無學とに至つてはアビノンの憂囚之を證して餘がある。

此處に於てか清教徒なるアルビゼンセスは南佛より現はれて北伊に至り、又獨乙、西班牙に及んで其の勢

ヲ得ントスル此ノ強クシテ一般的ナル欲望中ニハ將來ニ對スル途ヲ準備シタ所ノ向上一的傾向ガ横ツテキタ。宗教改革ソレ自体ハ時ガ來タト云フ印ノ如ク改革シタイト云フ希望ニヨツテ先立タレタノデアアル。」と云つてゐるが、尤もである。(一四)と以上は實に中世西歐に於ける宗教の状態であるが又之を現時の社會的事象に照らし合せて犯罪統計に問へば吾等犯罪倫理の研究に従ふもの額に汗せずしてはをられないのである。故に曰はく吾等はサボナローガ『我子ヨ善良ナル人トハ善ヲ爲シ惡ヲ忍ビ而シテ終生倦ムコトナキ人ヲ云フ』(一五)と道破したのに従つて益斯道の改革に従事し以て一方に眞の宗教的態度に出づると共に他方に於ては受刑者をして改過遷善の實を擧げしめ、彼等をして、『君子トナルモ小人トナルモ等シク吾人ノ力ノ範圍内ニアル』(一六)と云ふことを十分に理解せしめるやうにしなればならない。其處に始めて眞の宗教の力があり、其處に始めて眞の宗教の意義があるのである。

註 (一) 捕務學獄學要領一〇頁註參照。

(二) Bouger, Criminally and Economic Condition p. 308.

(三) Longger, " p. 208.

力を振ひ遂に傳説の權威を否認し新約聖書を弘流し偶像の崇拜に反對し、ワルゾー亦佛國より起つて聖書を中心とする信仰を主張し、ローマ教に反對して福音の眞道に力め、以てリヨンの貧者たるに甘じした。又ウイクリフは英國より出で、法王が非キリスト教なることを宣言し又法王の國家支配權を否認し、托鉢僧に反對し、聖書を以て教會教義唯一の法則とし神の言葉の唯一純粹の本源とした。而してウイクリフの風を盛んでボヘミアより起つて法王の教會の無過失と免罪符の力を攻撃したのはフタス其の人である。以上の四人者は何れも教理の方面より改革に志したものである。然るに獨りサボナローはフローレンスより出で、當時の市民の社會的教會的及政治的腐敗に對して道德的方面より改革を試んとして立つたのを異にする。而して何れも道の爲めに殉じた。加之獨乙にはエクワルド及びタウレルの如き人々の神秘力によつて教會の外部的形式よりも神との内部的交通に變つた所の信仰的精神が弘流した。而して聖書中心主義は西歐に於ける一般の風をなした。夫れ然り宗教改革はもはや只時間の問題であつたのである。ソームは「ソレ故ニ世界ハ新ラッイ精神ヲ以テ餌エテキタ、而シテ知識及精神的ノモノ

ヲ得ントスル此ノ強クシテ一般的ナル欲望中ニハ將來ニ對スル途ヲ準備シタ所ノ向上一的傾向ガ横ツテキタ。宗教改革ソレ自体ハ時ガ來タト云フ印ノ如ク改革シタイト云フ希望ニヨツテ先立タレタノデアアル。」と云つてゐるが、尤もである。(一四)と以上は實に中世西歐に於ける宗教の状態であるが又之を現時の社會的事象に照らし合せて犯罪統計に問へば吾等犯罪倫理の研究に従ふもの額に汗せずしてはをられないのである。故に曰はく吾等はサボナローガ『我子ヨ善良ナル人トハ善ヲ爲シ惡ヲ忍ビ而シテ終生倦ムコトナキ人ヲ云フ』(一五)と道破したのに従つて益斯道の改革に従事し以て一方に眞の宗教的態度に出づると共に他方に於ては受刑者をして改過遷善の實を擧げしめ、彼等をして、『君子トナルモ小人トナルモ等シク吾人ノ力ノ範圍内ニアル』(一六)と云ふことを十分に理解せしめるやうにしなればならない。其處に始めて眞の宗教の力があり、其處に始めて眞の宗教の意義があるのである。

註 (一) 捕務學獄學要領一〇頁註參照。

(二) Bouger, Criminally and Economic Condition p. 308.

(三) Longger, " p. 208.

囚人の見たる一米國監獄 (その一)

文學士 堤 隆

一、用語に就て

近頃日本では刑政上の問題が慎重に攻究されて、用語の如きも「刑務所」「刑務官」「收容者」「釋放者」など、極めて適當な言葉が使はれてゐるが、長らく異國の「獄舎」で「罪囚」として「苦役」を課せられて居つた私としては却つて「監獄」「獄舎」「囚人」「出獄」「監視囚」など、言ふ用語がなつかしいようでもあり、又最も普通に聞えるので、法文規則等の翻譯には日本現行用語を使用するが個人的所感經驗等に就ては想の動くがまゝに、私達囚人の常用語を許してほしい。

二、米國の行刑制度

米國は土地が廣いから地方によつて制度、社會、歴

史までが異ふ。米人は自由の民で、人民の爲めに、人民によつて、人民が治めて居るのだから、人民を代表する議會は都合のよい法律を作つて行く、だから合衆國議會、州、縣議會、市、郡會は各々法規を作つてその所屬地域に施行してゐる。従つて直接法律に關係のある行刑制度も當然地方によつて違ふから、茲に私が米領布哇の刑務所を紹介しても、それは米國の一例に止つて眞に全豹の一斑たるに過ぎないことは勿論である。所がこの一孤島刑務所の内には合衆國法による受刑者も居れば地方法を犯した犯罪人も居るから一應米國行刑制度を概説しておく必要があらう。

日本には司法省があり、司法大臣が閣員として司法上の全機關を統一してゐるようだが、米國に於ては裁判所が殆んど獨立の機關として行政上の各機關と離れてゐる……勿論日本でも裁判所の獨立は認められてあ

るが、米國のはその獨立が頗る明瞭である……だから米國の閣員として普通日本に司法卿と譯されてゐるのは實は合衆國檢事總長で、その司る所を一言にて盡くせば大統領の法律顧問と刑務總長で、恰も日本の法制局長官と司法省行刑局長を併せたようなものである。

一裁判所はワシントンにある合衆國大審院を最高として、全米國を七控訴院區に別ち各區に控訴院があり、更に各地方に合衆國地方裁判所がある。之等合衆國法院は専ら合衆國法による事件の審理に任ずるので、その權限は非常に高大である。特に合衆國大審院の判決は最高絶對の權威を以て全米に臨むので、議會も通過した法律でも一度試訴の提起となり、本院の判決を受ける時は如何ともする事が出来ない。之れで近頃は労働組合等が主になつて大審院の權限を制限しようとし、全國市民が選出した上下兩院議院によつて制定された法律が僅々九名の大審院判事によつて左右されるが如きは民主主義の米國に於ける一大矛盾である」と叫んで居る位である。

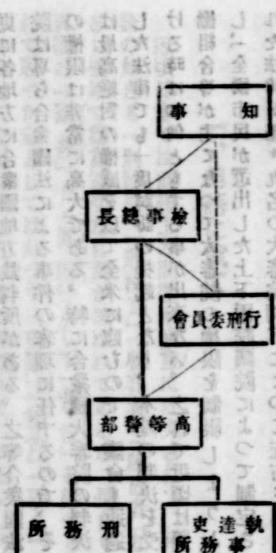
州、縣に於ても大体合衆國制に準じた制度で、州、縣知事に直屬する州、縣檢事總長があつて法制、行刑を司り、州、縣大審院、州、縣巡回裁判所が裁判を司つて

ゐる。而し之等の法廷は必ずしも州縣法による事件を取扱ふに限らず、訴訟法に従つて現行法による凡ての審理を行ふので米國に於ける普通の事件は先づ州、縣巡回裁判所も第一審法廷とし、州、縣大審院から合衆國控訴院を経て、最高法院に至るのが大体の順序である。尙州、縣法廷に於ける檢事は法律そのものに對する試訴でない限り……試訴の場合は關係官廳が被告となり、所屬檢事局が代表辯護人となるが……市、郡檢事が専ら求刑の任に當つてゐる。

市、郡には警察法廷がある。是處では禁錮刑と、二百弗以下の罰金刑法を即決するので、裁判長が一人と、求刑官は警察官である。だから市、郡檢事は一面市郡官廳の法律顧問であるが、實際の仕事は州、郡、法廷の求刑官といふ立場で、相當の權威を有し、民間から選舉されるので、新進法曹家の登龍門に擬せられてゐる。俸給等も州、縣法廷の判事等より高く、其上民事の法廷では辯護士としての職もつとめる事が出来るから、辯護士、司法官、政治家を兼ねた格好の地位だらう。

以上の如き制度の下に置かれる刑務所は、又當然三種別がある。即ち合衆國檢事總長の管轄に屬する合衆國刑務所、これ

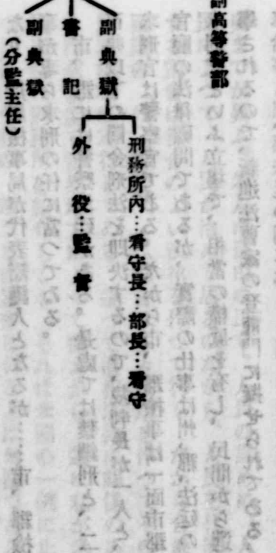
は大抵合衆國控訴院區に設けられてゐる、だから州、縣には必ずしも此の刑務所の本所や支所があるといふ譯ではない、従つて合衆國地方裁判所で宣告を受けた受刑者は、最寄の州縣刑務所に委託される。現に私の居る布哇の縣刑務所にも、此の種の受刑者が、常に數



一、行刑委員會 知事の指名になる普通市民の委員三名、月一回及び臨時に委員會を開きて、特赦、減刑、釋放等に就ての推薦をなし、諮詢に答へ、監獄行政上の協議に與り、且受刑者並に關係者よりの具申、請願等を聞く。

二、縣高等警部は縣知事の任命による官吏で、執達吏

十人、多い時には百人以上もあつた。次に、州、縣刑務所は大抵州、縣官廳所在地附近にあり、州、縣檢察總長の管轄に屬し、便宜各地に分監を設置する。今當布哇の制度を見ると、大體圖のような關係である。



事務所と刑務所との責任者である。

三、副高等警部は執達吏事務の主任で、刑務所本監に事務所を置き、本監二階の官舎には居るが、直接行刑の任には當らない。

四、刑務所の實際には、高等警部が刑務所長としての職務を行ふのは當然で、その下に副典獄、書記、

醫員、技師等が居る。而し行刑の實際に當るものは所長、特に副典獄で、唯刑務所内の受刑者監督として看守長、部長、看守、外役の爲めに監督を置いて居るのである。

書記が會計、文書を司り、醫員が醫務を處理するのは勿論、各分監主任が副典獄の官名を有する事は當然である。

市郡行刑所は市郡檢察の監督内にあり、市郡警部警察署長の權内に屬し、所長は副警部である。是處では拘留、監禁、禁錮の刑を行ふが、その實未決監として重大な任務を盡している。

三、米國の犯罪檢舉

「布哇の片田舎に三年位臭い飯を食つたからつて、米國の全般を云云するのは滑稽だ」

との批難は甘受するが、樺太へ行くと東京よりも鮮かな標準語が聞かれ、田舎の新立學校が、帝都名代の學校よりは、より文部省令になつてあるように、新附屬領の諸制度實際が却つて、本國の標準に近いような事があるかも知れない。特に布哇では近頃、陸軍中營は米國一、眞珠灣軍港は太平洋一、糖業試驗所は世界一

など、唯し立て、納税、産業、教育、行政等大陸諸國に比して優るとも劣らないからつて布哇立州案を議會に提議し、「人種的混淆はあつても百パーセント米國主義の實際を見よ」と、米化振りを高調する有様。だから一般とは言へなくとも一班は覗へよう、加之是處に居る連中の中には、米國の監獄を渡り歩いてゐるといふ男も居れば、脱獄してパナマまで逃げたのを押えられ、護送される間に船員と連絡して、マニラまで行つて来たといふ手合も居るから、米國の行刑一班と稱しても或は許されるだらう。

大體に於て米國は自由の國であると同時に犯罪の國である。最近スミス氏は米國に於ける犯罪の代價を百億弗と計上して、世人を驚かしたが、實際を知つて居る私は誇張だと斷定する勇氣はない。私が逮捕された當日、故京大教授原勝郎先生や、外語の長屋校長は、

「堤、米國では繩にかゝる奴は間拔なんだよ、お前は學生時代から氣が利いておつた筈だが……」

と笑はれたが、斯く迄に罪人の刑せられないアメリカで、犯罪なくして罪せられたなどは他人に話も出来ない次第、實際米國では罪を犯しても刑せらるゝのは貧乏人と問拔けばかりで、氣のきいた連中は白鷺大道に

自動車を飛ばしてゐる。それは個人の権利が極端に迄認められてゐるからで、現行犯でない限り、正規の手續に依らずして、逮捕、監禁、取調、家宅搜索等を受けることがないからである。例へば茲に一つの犯罪があつて、如何にも怪しい嫌疑者が居つても、警察官が「一寸本署まで来てくれい」と言つて音なしについで來ればよいが

「俺は自由民だぜ、召喚状を持つてお出で」

と言はれたら文句はない。彼此してゐる間に證據煙滅か、本人自身が隠匿してしまふ。又此の家には慥かに犯罪があると思つても玄關口の小僧に、「家宅搜索状」と言はれたら出直した。先達つても禁酒法違反で檢舉された一人が、此の條項を盾に争つたら、無罪は勿論押取した酒造用具から、どぶ六まで白晝検事局から返送された。曰く「法律によらずして蒐集せる物件は法廷證據品たることを得ず」と、ナール程。

(而しこれは餘りに極端だといふので、其後禁酒法違反には無搜索状捜査を認める判決例をつくつたが、試訴したらこの判決例は何となるやら知れぬ。)

現成規の法によつて召喚しても、四十八時間の中に種が擧げなければ、それ以上は不法監禁になる。勿論何

處も同じ。取調べには暴力も威嚇も試みられるが、抑も罪を犯して警察で調べられるのは、狐鼠泥か明巢ぬらい位で、普通の人間はその爲めの辯護士がある。召喚状を見てからでも、刑事の目の前で、知つてゐる辯護士へ電話をかけ

「モシ／＼、僕は今警察へ行くから、君すぐ来てくれ給へ、事件か、さあ多分あの件だらう、一儲けさすよ」

と言つておけば、自分より先に辯護士が取計つてしまふ、其上文句を言はれたら、

「辯護士に聞いてくれ給へ」

で煙草でも吹かして居たらよい。氣の利いた男になると、そんな面倒迄もなく、目星のはつきりせぬうちに、有力な辯護士に相談する。

「ウム、事件は面倒だが、千弗も出すか」

「舊いなあ、而し俺も儲けたのだから出すよ」

「よし来た、黙つて二週間程旅行して來るがよい」
など、話がきまる。本人は若い女と遊び歩いてゐる間に事件は暗から暗へ消えてしまふ。

「そら、自動車に轢かれた、乗り逃げだ、番號が見えぬか、車の型は何か……」

「何に、ハドソンの一九二六年式か、番號は五字で、最後が〇か、そら追へ、」

と計りに、人を轢殺した自動車の後を追ふと、〇〇辯護士の事務所の前にチャーンと停車してゐる。息せき切つた警察官が大袈裟に乗込むと、辯護士は棄巻をくゆらし乍ら

「ウム、死んだらう。その積りでもう手続したよ、本人は何處の誰かい……そうか、可愛想だが仕方がないさ……やあ御苦勞さん、」

何の事やら。もう既に保釋の金額まで検事と話し合ひがついて居るのである。但し其處へ來た運轉者が果して人を轢いた當人か、或は途中で誰かと乗り換へたかそんな詮議の限りでない。

囚人の換玉？ それは嘗て或州の監獄へ一日十弗の給料で代理服役したといふ新聞記事を見たが、私はまが實際問題に遭遇しない。而し裁判が確定してしまつてから代理などゝは、既に手後れで、本當の換玉は故初から用意しておかねばならぬ。即ち茲に犯罪を収める一團は、最初に

「この事件は、これ／＼だから初犯なら五年ですむ、大抵は大丈夫だが、若し押へられたら誰々が行くん

だ、俺はこう言ふから、御前はそう言へ、」

と相談の上である。事件は檢舉される、豫定の本人は如何にも證據煙滅をやるような願して、その資深偵の足を自分の方へ引きつけ乍ら、他の連中をすつかり埒外に出してから、とう／＼逃げ損じたように捕縛されるが、例の如く辯護士がついて居るから大丈夫、大山鳴動して鼠一匹でも出たら上出来。大概の事件は内輪割れがせない限り心配はない。私はその最も簡明な例として密蔵犯人を擧げる。現に米國にある幾万、幾十万の密蔵所は、何時、何處で擧げられても、眞の酒造家や、元締運が網にかゝつたことは一度もなく、大抵女か、老人か、怠け者か、纏にかゝる。これらに就ての普通の相場は資本主、技師、監獄引受人が利益三分の一宛の約束か、纏のかゝる迄は番人としての給料と、利益配當の幾分かを受け、愈々入獄したら一日三弗から五弗、人によつて七弗位の割増がつく。

「堤さん、貴方が娑婆へ出たら、刑事々件元受所を聞いて下さい。貴方なら裏も表も通り抜けですから、元も子も安心だが、兎角世間の奴等には安神が出来ませんから……」

と、更に阿片の密輸入、製造紙幣の行使、扱は強盜、

強姦、詐欺、白奴、凡ゆる犯罪の實際に立入れれば、「事實は小説以上である」といふの外ない。

犯罪擧げの實情は右の通りであるが、更に大陪審法廷の豫審は、當事者に於ては困難事、囚人側から見れば滑稽事である。先づ

豫審々理は社會に對しては秘密、本人に對しては無關係に進められる。

普通豫審廷へ本人の出頭を許されるのは、檢事局側の特別好意で、「外部からの犯罪申告があつたから、止むなく豫審會議にはかけるが、まあ本人の考へも聞いてやつてほしい」といふ所、大概は起訴猶豫となることが多い。これは私達が收監された當事の事實だが、ホノル、の一邦字新聞社長で、砂糖屋と檢事局の爲めに働いて居つた一人が、私達の有罪宣告を種にして、

「それ見よ、全々罪のない者でもあの通りには有罪になるのだ、所が罷業關係の事件はこの通り三十何件ある。これに誰を責き込むかは我輩の手心だ、お前は當時地方組合幹部だつたから注意をしてやる。何に二三百弗陰から廻したら、何でもしてやるよ。」と、各方面へ脅嚇を試み、事實上於て何千弗といふ現金を掻き集めたから、見るに見兼ねた労働組合幹部は

局の爲めに働いた功績を遺憾なく自己辯護し

「小供が澤山あり、生計も困難です、世間からは犬と呼ばれて、到底やつて行けないから、数名の知人から金を借りた事があります、それを弁償つて有罪になつた連中が、問題にしているようですが、多分私に對する私憤から、本法廷を煩はしたことに思つて恐入ります」

と、充分に陪審官の心情を和らげておいた所へ、どれ程の證據が持ち出されても、豫審有罪とはなり難い。

最後に「一先づ本人が息抜きの爲めに歸國する」といふので全部が有耶無耶になつた。其後此の男は熊本在へとか家族諸共定住しようとしたけれども、布哇に於ける日ぐらしを公會堂で素破抜かれて、日本での生存が不可能となり、再び布哇へ引返して、不相變砂糖屋や檢事局へ尾をよつて居る。此の他に二三豫審廷へ本人が呼び出されたのを聞いたが、何れも大同小異の狀態である。だから本人自身が警察官に對して具申書か陳述書でも署名提出しておかない限り、豫審は本人に全々關係なく進行する。現に私達の共謀罪被告二十一名のうち、日本へ歸國中の四名は別として、今收監されている十五名は、凡て逮捕されてから

身を挺して、彼の内幕に入り、動きの取れない事實に證據物件から證人逮捕へて、辯護士同道檢事局へ持ち込んだ事がある。

「〇月〇日彼が〇〇〇より金壹千弗を巻き上げた、其晩は料亭〇〇に於て、彼の主催で大宴會があり、列席者は〇副檢事に〇〇探偵、呼ばれた藝者は誰々、」

「〇月〇日、彼が〇〇より脅嚇した金額が三百弗也、之れは〇〇〇銀行宛の小切手……」

と、目の前に並べられた證據の中には、檢事局も二の句のつげないものが澤山あるので、主任檢事のヒーン氏は、證人の前で手をふり、「……」と「モー充分、これだけあれば、これで證據は完全だよ、もう結構！」と、取調を手心し、スタツフオード副檢事は、

「君達の事件は、上告したら無罪じゃないか、もう他の事件はあんなにするよ、これを出されちや困るよ、實際、困つたなあ……」

と、頭を掻く、昨日迄檢擧の捕縛のと懸いだ連中を、今度は反對に、被告から求刑してやつたのだから、随分痛快ではあつたが、扱事件が豫審廷へ出された時、先づ本人が召喚されて、檢事の質問に應じ、今迄檢事

「全体何の事件かい、ウオー、俺は知らんよ」と驚いた位、残りの二名は檢事局側の證人で、監獄な

んどは知らぬ顔の體たらくである。

豫審法廷に於ける證言證據により、全陪審官が有罪に一致すれば、始めて陪審法廷の名によつて告發し、檢事局は正式に逮捕狀を發して、始めて罪人が引致される。

所が、逮捕狀をつきつけられた本人は少しも騒ぐ必要はなく、現金か小切手帖かを懐中して、拘引されて行く途中か、それが出来なかつたら、警察へ行つてからでもよい、出来るだけ早く辯護士を呼ぶのである。

「おい、この事件は俺が引受ける、本人は連れて歸るよ、手續は何時迄にするからね……、時に署長、この事件は面倒かい？」

「署」やあ御商賣繁昌で結構だ、時に面白い話はないかね、ハハ……この事件か、君がやるなら大丈夫よ、他の辯護士なら骨だね、保釈は五千弗と言ふだらうが、三千弗なら話がつくだらう。」

といつて出てくるのはまだ田舎者、通は巡査が来る、給仕が取次がうちに卓上電話で辯護士へ通ずる、辯護士はすぐに警察署長へ電話をかけ、檢事局へ保釋金

の交渉をする。巡査に今に本人が出て来るかと待つてゐると給仕が

「○〇巡査つて貴方ですか、今署長から電話。」

「ハイ、○〇巡査です。ハイ、ではこの逮捕状は○〇辯護士の事務所へ渡します。ハイ、サヨウナラ」

「イヨー何の事件かい、ウーソーカ、僕は丁度○〇辯護士の所へ行くから、君も乗り給へ」

「どうも有難う、大層立派な車ですね……」

逮捕状は巡査の手にある。本人は目の前に居る、而し署長の電話一つで、巡査は逮捕状の配達夫に止るから大きな自動車に乗せて貰へば有難い次第である。

扱次は保釋だが、その手紙の簡単な事、金額は事件によつて違ふが、死刑にでもなるような事件でない限り、大抵の事件は保釋するのが普通で、現金を積めば手續に要する時間は三十分位ですむ。即ち辯護士が電話で検事局と金額を協定し、印刷済の用紙に五つ六つ記入をして、事務員が自動車を飛ばして法廷へ行けばすむ。而し現金を積むなんて馬鹿らしいから、大きな金額なら保釋金會社へ申込むと、五分から一刻位の料

金で引受けてくれる。其他に辯護士と連絡取つた市民で、保釋に立つてくらし居る者も澤山あるから、高

民だから、私は現代社會に於ける法の權威を認めてゐるから、私は米國の何人よりも法を重んじて居るから「ちや、法廷の定めた五千弗を積み給へ、この事件は十五人共、同率の五千弗で、料金は二百五十弗迄話が出来たのだから……君つまらんぢやないか」

「イエ、第一審有罪の判決は私に對して何を要求してゐる？ 若しこれが罰金刑なら、どんな苦しい工面しても、斷じて鐵意の辱かしめは受けないが、私の受けた宣告は體刑だ。然らば今五千弗積んで上告中自由に過すことは、何だか私と五千弗が置換されるような氣がする。」

「そうだよ、法律は君か五千弗かだ。勿論法律上の解釋は政府の召喚に應ずる爲めの保證で、君と置換とは言はれないが、事實に於て君がこの五千弗を提供して、その儘米國の領土外へ失敬してしまへば事は終るからね、而も一般は君にその事を望んで居るんだよ、五千弗で君を買ふ、安い買物だよ、而も銀方はあるのだから……」

「フー、私は金の爲めに私の血の一滴を賣らないと同時に、金によつて自分を代表させたくない。濃い血の通つてゐる、生きた勇健首領は、五千弗は愚か五

二割の料金を拂へば問題はない。法律には保釋引受人の資格として、不動産とか定住とか言つてゐるが、實際に於ては信用保釋で、ドンドン飛んで出られる。但し労働運動の首領だけは極度に迄法の適用を受けなくてはならぬ。これを稱して「保釋攻め」といふ。私は

「堤は五千弗の保釋金、僅々三百弗の保釋料金に差支へて、十三ヶ月未決監に過した安い男、一ヶ月二十

三弗の監獄住ひは餘りに安價だ」

と、度々冷笑されたが、強盜、強姦、詐欺、泥擄、世を毒し人を害する犯罪者に對する極端な保釋の寛大に比して、事實何等の犯行なく、又假りに言ふが如き犯罪があつたとしても、全々個人的動機を離れたものである事が明瞭で、尙何等社會的不安と逃亡の虞ない私達には、寧ろ無償保釋を許すべきに、保釋金會社が引受けないことを豫想して、餘りに見えすいた法文動行、即ち保釋攻めをやつたから、

「米國にでも法律が行はれることがあるかね、私は貧乏人だから五千弗の事言へ五百弗もないが、よし茲に百万弗あつても、又百万弗で保釋が出来ても、私だけ

は保釋手續をしないよ、何故つて？ 私は違法の

万弗、よし當身大の黄金、白金、ダイヤを以てしても置換されないのだ。私を買はうといふ銀方に告げてくれ、堤は二百弗に詰つて、一年の監禁を受ける安い男かも知れぬが、正義と生命の縲紲監禁は、黄金財寶を以て償ひ能はざる、人類生活の恥辱である。私はこのまゝ死んでも、弗、仙に換算はしていらぬと……」

言つてやつたが、而しこんな事は例外で、普通の場合

は殺人犯でも一万弗積めばよい。だから未決監へ行く者はよくの貧乏人か、或は罪狀明白、證據歴然、如何ともし難いから、未決に入つて刑期を値切らうといふ者以外は先づ無いと言つてよい。

横田大審院長が就任以來、従来の院長の例を破つて自ら裁判長として民刑共に法廷に出て、熟練の極致其儘を裁判の上に遺憾なく現はされるので、近來大に其の敬意を表せばならぬ。と同時に大審院の内部に深窺つて見ると、院長のこの審理振りと云ひ、判決の條理盡せり底の特長と云ひ、それがまた美文的に洗練された文章となつて居る杯の點には勝らず部下の諸判事を刺戟されて、民刑事共に列事はそれこそ文宇通りの一生懸命で審理や判決の作成に心血を注いで居るので、近來各部共判決の面目が改まつたことは國民として大に感謝せねばならぬ。

少年受刑者處遇上 刑の效果に就て

T M 生

前々號の誌上に於て田中氏が不定期刑に就ての題下に氏一流の學説を述べられたるは敬服するが、主として不定期刑短期に關して痛論せられたるに止まり、處遇に關しては何等説明なかりしに依り、茲に小生の立場より處遇上に關し聊か一言する次第であります。先づ以て便宜の爲め氏の學説を摘録すれば大要

「不定期刑は短期で釋放するてなければ失望もする、謹慎力行を欠く豫期に反して假釋放が出来ねば自己の不成績であると親屬其他から認められ徴兵検査にも出られずは少年刑務所に收容せらるゝことが曝露する等恐嘆が様々起る」云々
又不定期刑を被むる少年は丁年者に比して刑期が長が過ぎる総合前科にならぬか釋放者といふ肩書は同一で社會より受けべき待遇には餘り異らぬ却つて刑期の長さだけ成年よりは幾倍かの苦痛を嘗むることとなりて居る現在の狀態では不定期刑の言渡を受けても短期應當日で釋放せらるゝ者は皆無で大方は長期四分の三經過した者が假釋放せらるゝの始末それ

れる。以て刑期の長期短期の間刑の効果との關係を嚴密視察して、改善の實績あり惡癖矯正せりと認むるの時釋放する妥當である。若し氏の説明の如く短期應當日を標準として假釋放すべきものなりとの豫断ならば名は不定期刑でありとも確定刑も同然で少年法制定の趣旨が没却するではあるまいか、之れ黙諾することが出来ぬから一言するのである、萬一本人が短期で釋放せらるべきものなりとの入所時想像せりとも、少年刑務所に於ける處遇規程を諒解せしめ、行狀作業等の成績を認めて賡正なる取扱より漸次進級に順ひ處遇を緩和し、進んでは賞遇して品性の陶冶身体各部の均齊的増進以て社會生活に適應すべき性格の人物に改善すべきにあり。彼等は教養を要するから少年刑務所に送らるゝので、換言すれば未だ教育の中途にあるものたるを忘るべきでない、少年は少年で未だ人格者でない教育すれば人に爲す可能性あるに過ぎないものなれば、入所時に於て空想を除去し、適當に指導する可ならずや、成程短期と長期とあれば、雖しも短期で釋放を望むは當然で、釋放は拘禁生活に於ける無上の樂みであり、希望である、此希望を活用して苦行の試練に耐へ持續性を教養するのである故に入所時不定期刑の趣旨

も少數である故に彼等が不定期刑に感服せぬ云々
不良少年犯罪者が不定期刑言渡を受けて居るので所謂當習犯罪者であるから社會から隔離を要する者計りで短期一年位で釋放を許す譯に行かぬとすれば科刑上考慮ありたい又短期一年以上三年以上といふ刑が比較的多くして少年の素質不良の點から考へると短期一年は殆んど實義をなさないから短期を比較的長くして行刑官に於て短期で釋放すべしとの命令ありたい又短期を延長して其短期應當日で釋放するか否らざれば一年か一年半の定期刑を科する方が効果があるまいか云々
述覽するに、言渡された不定期刑の短期で釋放するやふに取扱はれたいと云ふ説であるが、處遇上に關しては一言を述べられざれど無論改善と否とに拘はらず短期刑釋放を主張せらるゝ譯ではあるまい、確かに改善せりと見れば短期釋放可ならずや、然れども實際上から見ても短期釋放を保證して信用すべき少年あるか、それは疑問である、裁判官の刑事處分して少年刑務所に送る所以の理由も大方茲にありと認めらるゝのである斯かる素質不良にして惡習に染みたる性癖の矯正は紀律訓練並に教育の方法に依り改善すべきもので、ナカ
短期間の到底刑の効果奏すること無理である。
況んや確定刑短期の如きは教養指導其効果を收むることとは六ツケ數であるから、少年法第八條の趣旨も親は

を説示し改悛を誓はしむるに依りて假令短期刑が經過するからとて、假釋放に至るものでない云ふことを諒解せしむるのである。未だ處遇により成績畢らず、改悛の狀顯はれざる限り進級も出来ぬ、假釋放には尙努力を要すテフ自覺が生ずるのである。若し之を顧みずして短期が經過したからとて、釋放を今日か明日かと待つといふ事は如何に少年たりとも白痴者に非らざる限り、斯かる事實なかるべしと思料する。小生は努めて多數の少年受刑者に面接すれど、會て一人の斯かる短期應當日釋放が出来ぬので的が外れたといふ愁訴を聞けることなかりき。余は教役者の一人として成績畢らず、改善に至らずとせば、改善に至るまで不定期刑短期を終了せりとも、尙前途益矯正を加ふべきである假令短期が過ぎたりとも處遇上より見て、一日教養を加ふれば、加ふるだけ、價値付けらるゝことと確信し正當なりと信じて行ふのである。眞に假釋放者の數少なきは事實であるそれは少年刑務所に收容すべき者の素質低下して不良者多數を占むるからである。決して短期應當日で假釋放すべしと主張する程の成績の畢れる者極めて僅少なるを悲むのである。斯く云ふと少年に對する刑の効果は一而之を指導する教師(治者)にし

て被教育者の血となり骨となるやうの熱誠だにあらば刑期の長短乃至經營施設の事は第二次的問題でありと信ずるので誠に自己薄信にして微力なるの致すところ教化の速成を期し難きにもあるべしと憂慮する次第であります。左に處遇上標的として現に教養に努めつゝある要點を説明し、併せて處遇規程に依る級別處遇の差別待遇表を掲げて御参考にあせんとす。幸に少年指導訓育上御心付の點御高教を賜はらば、獨り小生の蒙啓くのみならず、少年教化上裨益ありと信じ、御懇請する次第であります。

一、個別的教誨教育を加へ尙特性の矯正に注意すべきことである彼等の多くは赤貧無資産の家庭に生長したる者九五％で衣食の給與すら不充分況んや教育をや小學校も半途退學者五五％である早くより年季徒弟となるか又は日傭賃仕事に従事し悪風に染み不良の巷に於る教養の缺陷者を改善せんには先づ以て個性を研究し、之に個別的教誨教育を施し訓育すること必要である。又不良の特性に對してはそれ相當に矯正方法を講ずることが大切でありと思はる特性の矯正方法は陳述を省略する。

べき根源であるといか。

三、勤勞的精神を尙ぶ氣風を養成することである。生

級別處遇一覽表

拘禁居房	甲	乙	丙	備考
徴章憑着 作業賞與金 計算月額標準 入浴回数 看圖書籍 作業ノ種類 其他ノ特典	雜居房 一號品ヲ貸與シ有賞表者ニハ襦袢ノ自辨着用ヲ許ス 圓形(徑一寸)白色 作業賞與金計算額 特別級以下 隔日入浴 教科書及字書ノ外二冊 快事、骨病、掃除、餅乾、管轄、印刷、洗濯時間作業ニ就カシム 休役日圖書室ニ入りテ圖書ノ閲覧ヲ許ス 休役日ニ限リ一時間以内自由運動ヲ許ス 花卉又ハ繪畫ヲ以テ室内ニ陳列ヲ許ス 談話室ニ入りテ教師又ハ教師ト談話ヲ許ス 假釋放ノ詮議ヲ爲スコト	夜間 二號品ヲ貸與 菱形(徑八分)白色 作業賞與金計算額 五日目ニ一回 教科書及字書ノ外一冊 可成科釋作業ヲ課ス	晝夜嚴正獨居 三號品ヲ貸與 作業賞與金計算額 七日目ニ一回 三級以下 同上 科釋作業ヲ課ス	其他ノ特典ハ有賞表者ニ限ルモ

二、體操遊戲を課し身体各部を均齊的に發育せしむることが極めて大切である、不良少年の身體發育不健全なるは識者の一般認むる所である、實に彼等は不規律に生活せしため發育は不完全である健全なる精神は健全なる軀體に宿るの原則により體操遊戲は不良少年訓練に採つて肝要の科目である、元來體操は身体各部又は全部を正しく發育せしむるもので斯く身体各部を均齊的に發育せしめて形態上立派な軀格を達成すればそれに依りて各機能は完全に發達する又生理的に全身の健康を保護増進するものなるは自明の理である、其結果精神快活となり動作機敏となりて心理上身体及精神の並行一致して他と規律的に協調を尙ぶ習慣を養ひ得るのである、遊戲も又感化矯正上大切のもので不良少年の猪突的思想は遊戲にて本能を整理する必要ありと思はる彼の遊戲時競争は全身の努力を必要とするから熱心努力の個人的美德が養成せらるゝ機會が出来る、左すれば協同的遊戲を行ふ場合にあつても秩序を重する精神やら方則を守るべき念慮相互に補助し團體的味方の勝敗に懸念する必要から團體の名譽感情を養ふこととなり此場合自己を犠牲として味方の勝利を企つ名譽衝動となり大にしては社會の各員を結合せしむ

生活難と就職難とから避けることが出来る人には各々得意の職業即ち天職があるから其天職を見出し之れを

活難といふことは一朝一夕で解決出来ぬ問題ではあるが要するに各自が職業を守ると云ふことは一面確かに

守りて努力するといふことは洵に其人の爲め幸福である由りて少年に對して其長所又は適材を見出しそれ相

當の職業を謀し勤勞の習慣を養成して一職業に専達せしめなければならぬ又一面鼓舞獎勵の方法として賞罰獎勵或は一般社會の好模範を教示して刺戟するも良方法である斯くして就職の途を講じ生活の安定を得たならば經濟的狀態から道德的生活が物質的基礎の上に立ちて自營獨立するものであるが萬一確實なる職業と相當の收入を得難ければ道義心は薄弱にして不健全たるを免れぬ、換言すれば經濟狀態の悪しき時は墮落し易いもので生活難は榮養不給延て精神にも墮落を來たすが普通である衣食住の不如意は自ら其身を貶し他の輕侮を受くる如く引込思案せしむるは無理からぬことで行動も俱に憫むべき境遇に陥るので少年者には此傾向格別深きものでありと思はる就中犯罪少年の傾向は極めて持久力に乏しい彼等は職業を轉々する一度新奇のものに限に付けば最初熱心に従事せるものも死ら繁履の如く抛ちて頼みぬ決して一目的を維持する根氣が少ないから此欠點を緩和する方法として個性を究めて一職業に専熟せしめ持久的に働く習慣に慣れしむるが大切である就業中は時間と精力とを其れが爲め傾注し他に念慮を顧みること遠なきやふ訓練指導することも大切である此意味より初めには科程作業に力作せしめること

も指導訓練の一方法なりと史料する。
果進處遇に依る差別待遇並に進級期間は大体前表の通である。

備考

賞遇者ニハ第三日曜日圖書室ニ於テ教師管理ノ下ニ看顧書齋ノ自由閱讀ヲ許シ又茶話會ヲ開催シテ自由ニ質問ヲ許シ智能啓發ト共ニ徳性ノ涵養ヲ計ル
唱歌圖書其他美的情操涵養ニ關シテハ唱歌ハ唱歌集ニ依リ毎週三十分教授シ祝祭日及免業日放課後合唱セシメ圖書ハ甲級ニシテ高等小學一年級程度以上ノ者ニ限リ毎月二回以内免業日居房ニ於テ宿題ニ依リ書カシム情操涵養ノ一助トシテ圖書花壇ヲ設ケ花卉ノ手入れ又ハ書畫機ニ依リ和洋音樂等ヲ聽カシム感情陶冶上特ニ施設セル事項トシテハ
毎朝食前「今日一日のつゝしめ」ヲ合唱セシム
就寝前十分静坐セシメ戒煙官吏擔任「オルガン」ヲ用キ感謝ノ歌ヲ合唱了ツテ默禱ニ就カシム
恩師又ハ父兄ニ對スル感謝條悟ノ手紙ヲ發スルコトハ隨時發送ヲ許スコトアルベシ親屬ノ接見又制限外許可スルコトアルベシ
級別處遇一覽表記載ノ通リ程アル作業ハ丙級乙級ノ者ニ甲級就中有賞表者ニハ炊夫看病夫其他經理夫ニ場合ニ依ツテ假釋放前社會ニ復歸セシムル準備トシテ自制的タリ又自由ニ適應スル資格ヲ爲サシムル一方法試練トシテ施設外新雇工ニ力作

果進處遇 少年受刑者の處遇別は甲乙丙の三級に分ち新に入所するものは丙級に編入して乙級に進級する期間は四ヶ月の定めなるも行狀の良否作業の勉否に依りて進級期間の短縮又は延長せらるゝこともある此期間は嚴正獨居拘禁する乙級は晝間は雜居工場にも出役し夜間は獨居拘禁する進級期間なり期間に短縮延長あることは丙級の取扱通りである甲級は乙級より進級せしもので雜居拘禁する甲級中有賞表者に對しては賞遇に伴ひ種々の特典を與ふるの定めである故に入所して甲級に到達する期間ハヶ月内外を要するので更に賞表を得る甲級進級後數月を要するので相當成績を擧ぐる少くとも一年内外の期間を要する次第です。

進級又は降下取扱例 行狀の良否作業の勉否成績の優劣に依りて進級又は降下せしむるのであります故に成績善良なる者には進級を行ひ進級相當級に依る優遇方法を講ずるそうして益改過遷善を獎勵する取扱例なるも若し之れと反對に成績が不良である者には進級せしめず場合に依りては降下して處遇を粗惡にする方針を採る斯くして責任及善果惡報の觀念を知得せしめ改善促進を講ずる趣旨であります。

首題に關し川越少年刑務所に於ける統計を表示して御便覽に供することとする。

第一表 不定期刑一人當り累年比較表

年次	入所人員		一人當り	
	短期	長期	短期	長期
大正十二年	一一一	一一一	一年四月	三年五月
大正十三年	一四九	一四九	一年四月	三年五月
大正十四年	一五一	一五一	一年五月	三年三月

第二表 不定期刑出入人員累年比較表

年次	入所人員		釋放人員		刑執行		死亡	
	短期	長期	短期	長期	停止	執行	死亡	
大正十二年	一一一	一一一	二	三	一	一	一	
大正十三年	一四九	一四九	六	三	一	一	一	
大正十四年	一五一	一五一	二九	九	一	一	六	

第三表 假釋人員執行刑期累計比較表

年次	假釋人員		執行刑期	
	長期	短期	長期	短期
大正十二年	三	三	三分ノ二	四分ノ三
大正十三年	六	三	三分ノ二	四分ノ三
大正十四年	二九	三	六	三



自警

富井隆信

刑務に従事することは、只の職業と思つてはならぬ。技術を賣り、勤勞を賣るのは只の職業だが、刑務官吏の仕事は、相手方の善を懲罰する仕事、相手方の改善を祈念する仕事で、はたして儲ける仕事とは實が違ふ。布施行てあり、慈悲業である。布施行慈悲業を行ずるには、それだけの覺悟がなくてはやれぬことである。その覺悟とは、どうしてでも導かうといふ慈悲心と。それがどんなに平穩あり、又尙難道害があらふとも、能く忍んで願志の念を起さぬ決心と。教置方法を謬らぬための智慧

思慮を有つこと、且つ常に憐愍せざる心とである。然れば刑務官は元來大丈夫にして始めて其任に當り、職に就くべきものである。よし自身はそんな大丈夫でなかつたにしても一旦叱咤に立つ以上は、大丈夫たるべく身も心も努めなければならぬ。刑務官は誰にしても只身名を愛するかせぎをする心であつてはならぬ。どの係にしても、下請負の職人のやうに、わが受持ちだけのことさへ済ませば、他は關せずと平氣では済まされぬのである。

相手の悪い所は叱らねばならぬ、諷さねばならぬ。機嫌をとるといふではないが、叱りもせず煽めもせず、不得要領で容すのは、自ら悪てはなくても、惡の同類である。容すべからざるを容してならぬ。鞭を捨てすべからざるを鞭き捨てはならぬ。ともすれば温情寛容の名の下に人の子を毒することが有る。支那の章安大師曰く「彼か爲に惡を除くは、即ち是れ彼が親なり」。

正法久任の道は、折伏と攝受との二門がなければならぬ。未だ得ざるを得たりと思ふ小成自足の會ひをなす者は、之を折伏する要がある。犯罪行爲が無かつたから改換したりと自信し、作樂成蹟が良から釋放後の生計は安易なりと自足する受刑者は少くない。それをいかに改換改悔なる如くもち上げ生計安易なる如く煽て上ぐることも無いではない。しかし不親切な話だ。之に反して、罪質や前科に由て無罪に毛餘することも無いとはいはれぬ。これも殺生な話だ。

折伏は擧入人正せしむる所以。攝受は感化獎勵する所以。この兩種の透徹を缺きて目前の利用と、概念的の幻覺に捉はれて、眞箇の錯處を加へぬは職人根性といはねばなるまい。小成の鈍器を造るより、水火に鍛錬して眞正の利器たらしむる大業がなければ、蓋し刑務官としては未だしてあらう。

法妙なるが故に、人貴し。人貴きが故に、虚貴し。よき人の住めば淨き處、よからぬ人が居る所は穢き土なり。淨穢は土にあらざり、人にある。淨穢は人にあらず、心にあり。

物事は何でも相對的である場合には相對し相勝たんとする。僧院には師と弟子とある、しかしそれは共に求道修法者たる點に於て、相對的である、同行の一團である。

し、日蓮が一類は異體同心なれば、人々少く候へども、大事を成じて、一定法華經ひろまりなんと覺え候。惡は多けれども一善にかつ事なし。譬へば多くの火あつまれども一水には消えぬ。此一門もまたかくの如し。しといはれたことがある。異體同心でなければ大事は成さぬ。人を改革改造するはどの一大事が、保々で、自分だけの請負仕事、能は知る所ならずは、何として成るべき。諸係が一つになり、百人二百人の職員が一体の行刑心とならば、規律も作業も受刑者の方が管めて了ふであらう。

刑務所は痛苦慘虐の場所でない。朝に怒歎の叫びをあげる所でもなく、夕に苦惱の涙をしぼる所でもない。刑務官は鬼のやうな顔をつくものでもない。刑務所は教育の場である。心身の開拓所である。反省によりて、罪業を刈り、開法によりて新田を拓く所である。反省させしむる者は自身が開法を厭ふてはならぬ。教法は方法でなく、支配するものである。官吏も收容者も、規律も作業も、教法を光開し、體驗するものでなくてはならぬ。さては刑務所を「福堂」とはいみじくも呼びつるものよ。卑濕泥中は菩提利の華さくところである。

信教人信てなくてはならぬ。自れば刑務所は收容者の修養場たると共に役人の修養場である。收容者の開法堂であると共に役人の開法堂である。收容者の改善するところは、同時に役人の改善する所である。

弓勢ければ絃ゆるし、風ゆるければ波小さし。戒護係ばかりで規律は張れぬ。教務係ばかりで教誨は及ばぬ。規則だけで規則の行はるゝものでなく、口だけで教誨のとゞくものでない。吏員同心の行刑力が無聲の教誨、不文の規則。心で戒護し、行ひで教誨するに至れば、係りもなく受持もなし。嚴然落落として其處には刑務官吏の慈悲行布施行が躍動するばかりである。

刑務官は懲罰にてはかなふべからず。

刑務所は吏員、收容者と呼ばるゝものよ。開法堂、修行の聖堂であらねばならぬことを意味する。



諸家語説

藤岡博士

聖徳太子の御功績を見るに、當時の大問題であつた外國の新らしき思想の輸入せられ國論喧しき日に外國の事情を諒解しこれを日本のものとしての型をつけ前方國內は内政の不統一より来る短しさを徹底的に善處せんと多大の努力を拂はれしかもこの結論は佛教の信仰に依らざる可からざることを悟り、一方誤解せられんことを佛法の根本趣意を國民全體に示すことを使命とさ

れ御在職中日もこれ足らぬ有様でありかつ他方には佛教原理の實行をなし建築の上に美術の上に現代に於てすら最も進歩せる試みとまで稱せらるゝ社會事業の方面に其力を盡し玉ひ或は内治に或は外交に殆んど完成せる政治と宗教の生命を根強き佛教原理の上に置かせられたることは吾人の讃仰するに云盡すべき言葉無き程の偉き御仕事であつたことは今更練かへす必要もなく誠に太子の御生涯は佛教的精神より顯現した御奮闘であつた。

危険思想の免疫

繁田 武平

凡そ國民の思想中にはその國民性は固より、國情も國情も自ら織り込まれて居るものである。されば歐米思潮の中には自ら民主主義や社會主義や個人

主義などの臭味が含有せられて居ることは説くまでもない。今個人主義社會主義の國土に芽ぐんだ新思想を尊皇主義家族主義の我が國に其の儘取入れようとするのは、恰も歐米の出来合服を買入れて之を日本人の身に裝ふと同様、その不適合なることは只嘲笑に値するのみである。若し夫れ永續したる皇帝もない民主國の地に萌した新思想を、萬世一系の皇室を戴き金匱無缺の國體を有する我が國に、そのまゝ、移入しようとするが如きは、恰も日本人の黒髮黒眼を彼の縮髮碧眼に改め易へようとするもので、實に狂に近き所業と言はねばならぬ。近來知識階級の者が往々にして此の狂的行動をなすは畢竟國體を忘れ國家を忘れたるに歸因するのだ。されば國體觀念を明確にし忠君愛國の思想を強盛にして、危険思想に對する免疫性を養はなければならぬ。

信仰に就て

法學博士 山岡萬之助

所謂信仰は知識の上に立つことに依つて初めて確實の基礎を持つ、かくして近代人の信仰は知識の上に立脚せねばならない又知識は信仰を俟つて初めて健全なる人間の精神生活となり得やう。この兩者は不即不離であらねばならぬ、迷信の結果産生捨て身を滅ぼしたやうな事例はかなり多いがそれは信仰に知識の伴はぬ結果である。西洋の民族は理智に優れてゐるが此と異つて我が國民性は感情に強いやうである、勿論其處に各々長所と短所とがある、その是非は別として感情に走り易い我が國民性は、ともすると迷信に陥り易い傾向がある、かの淫祠邪教が相當に流行するが如

き正しく此の實例であるまいか。

吾々信仰は勿論迷信であつてはならない知識を基礎とした信仰でなくてはならない、信仰の眞理性は科學又は知識にて盡す事の出来る宇宙觀を深め徹底する所に存する。自己の精靈が宇宙に合体しその本体と相接し或はひらめきをつかむ所に所謂信仰の境地が見出される。

この境地こそは眞や善や美を渾然融合した所ではなからうか。此の氣分を体得して生存する人にして初めて道德上の自由人となるのである、かゝる境地に立てば如何なる行動もそれは總てが規程にあつてはまるものとなるのである。

また眞の威力や眞の恩愛にしても總て此の源泉から生ずる、されば此の境地こそ眞の強い人格を求め得られやう、此處まで到達せぬものは要するに自

然人と云ふべきであつて他の動物と大差なく總ての欲望の奴隷たるに過ぎないのである、又かゝる境地に到達せんとしその理想に向つて進むのでなかつたらばそれは只動物たるに甘んずるものである。

大陸は漂動する

竹内理學士

「大陸は浮動する」といふ新學説が出て、大分世界のこの途の學者の注意を引いてまゐりました。

地圖を開いて、アフリカの西海岸と南アメリカの東海岸とを比較して御覽なさい。兩海岸の凸凹部は、互ひによく一致してゐるではありませんか。

今南北兩アメリカ大陸をば、大西洋を越して東方に押し進め、ヨーロッパとアフリカとに連接したといはしますと兩アメリカは大西洋の對岸の即ちア

リカの西海岸の不規則な海岸線と全く適合するのです。大陸浮動の新學説は、この點から發足してゐるのです。

この新學説の提唱者は、オーストリアのグラーツ大學教授で地球物理學者並に氣象學者として知られるアルフレッド・ウエゲネル氏でこの人は、上に述べた著るしい對症に氣がつき、いろいろ考察の末今から大分前に大陸浮動論といふ奇抜な學説を出したのですが、このごろ、この説がだん／＼世界學者の注意をひいてまゐりました。

ウエゲネル教授によりますと、七千萬年前には、兩アメリカ、ヨーロッパ、アジア、オーストラリア、南極州及び現在の凡ての島嶼は、アフリカを中心とした一つの大きな塊りをなしてゐたものであるが、太陽や月の引力でそれが分裂して、各片は恰も氷山の如くに各方向に除々

に分散したのであるといふのです。これ等の塊片の中、今でもなほ中心にあたるアフリカから次第に離れつゝあるものがある」と申します。

犯罪原因に關する一考察

寺崎勝治

近代に於ける罪惡の動因は二つあるやうに思はれる、其の一は性的生活である。他の一は經濟生活である。而して經濟的動因に就ては色々論議されて居るけれども性的動因は研究されて居ない、是迄吾々の性的生活は人間の下劣な醜惡な方面であると見做されて居たからして眞面目に研究する人がなく従つて其の眞相を明にするものがなかつた過去數年前から此の方面の研究が盛になり性的生活の眞相が明確になり又それが社會に如何なる影響を與へるか云ふこと

も理解されるやうになつたのである。吾人は性的作用が人類生活の一大動力にして直接間接に吾々の社會生活に深甚なる影響を興へると云ふことは到底否定することは出来ない、故に性的生活と社會現象とが交渉關係のあることを肯定しなければならぬ。而して時代思潮が性的生活に反映して定型特色が表現するのである。

吾人は資本主義思想、自由解放思想、利享享樂思想が性的生活に深刻なる影響を及ぼし色々の罪惡が顯はれることを推測することが出来る、現代の犯罪の大多數は此の三つの性的生活が原動力となつて起生すると云つても決して過言でないと思ふ。

パンとヒヤシンス

榊原平八
生活難と云ふ言葉は近來人の

口癖のやうになつて社會に於ける大多數の人は生活苦に呻呼しつゝある而してこの生活苦を嘗めつゝ生活難を口癖の如く叫びつゝある人々の中で其の生活難をどの程度にはつきり觀念して之に對しつゝあるかは甚だ疑問である、今協同會で發表した生計調査報告に依ると吾々はその總支出の六、七割を單に肉體生存を續けて行く爲めのみ支出しなければならぬのである、従つてこの餘りの三、四割を以て修養費とか教育費とか保健費とか交際費とか嗜好娛樂費とか肉食とか交通費とか借財の辨濟とか其他あらゆる経費を支持しなければならぬ、故に若し少し長期の病人でも出来れば其の財政は忽ち破綻せざるを得ぬのである、仰いで以て父母に事ふるに足らず、俯して以て妻子を養ふに足らず樂成には終身苦しみ、凶年には死を免れず、故

に修養費の費なく娛樂もなく嗜好なきは尙忍ぶことが出来る。唯我輩二の生命たる子孫の教育を充分にすることが出来ず伸ぶべき能力と魂とを伸ばし得ざるに至つては悲痛の極みである。吾々としては如何にして六、七割を占むる絕對生存費を輕減すべきか問題である、然るにこの問題に對してこの階級の案

外無關係であるのは何事であらう。

普選と建國の精神

松井法學博士

道徳は我國今である以上は謂ゆる道徳の社會化とは六千万人の國民が、互ひに能く道徳化してこそ爰に初めて我國が君子國と成り得る次第であつて、所謂國民道徳の眞意義も此の眞に存する所以で、ゼントリメンの名稱は獨り英國人の専有物ではないのである。故に萬一國民が道徳の事を輕視する機があるならば獨り國體の本義に違せざるのみならず亦到底國家の倫理化も期し得られない次第で其の結果は終に國際的の人後を墮ちねばならぬ事となる故今の時代は殊に道徳振興の好時期である。況んや大正十二年の大震災火災の際に於ては長くも國民精神作興の躍動さへ下し給ふためであ

る。

全體我國に於ける普通の大精神は、他の國の如くに無産階級者が自己の権力を主要せんが爲めに、階級闘争の餘りに現出されたるものとは、趣を異にして居る。即ち我謂、情に於ては父子たりとは、我國體の精華にして、又所謂萬機公論に決すとの明治天皇の仰は實に我建國の精神と謂はねばならぬ。

國法上衆議院は民意を代表するの機關なる以上は苟も選舉は公平にして、又選舉權の行使は一に正義を基礎とせねばならぬのは勿論である殊に我國に於ては古來義と云ふ事には最も重きを置くの國情である故に、維新の大業の如きも畢竟大義名分に基礎を置いたるものであつた。所謂義に於て君臣たりとは即ちそれである。然るに、近時似て非なるデモクラシーの思想が、我邦にも傳播し來りたるの結果

は往々其の眞意義を誤解し、享樂主義自由主義が横行を逞しくし甚しきは君臣の間にも、父子の間にも、此の義と云ふの觀念が頗る薄弱となり來つたのである、畢竟自由平等の思想は一七八九年、佛蘭西の人權宣言の趣旨に基づき發生し來りたるものにて、從來の封建的警察時代に代ゆるに絕對的權利萬能主義を主張する事となつたのである。而して警察國家なる舊時代には國民は一に絕對的義務的順從心を基礎としたものであつた、而して之が爲に世界の々化は進歩發展を阻害するに至つた事も動かすべからざる事實であつた故に其の反動として人權宣言の結果自由競争の思想が勃然として起り來つたのは自然の要求にして又其結果競争心の振興と共に工業界では大工業の發達を期し其の政治經濟の方面に於ても發展上顧る見るべきもの

もあつたのである要するに人類の自由競争の觀念は世界の文化の上に貢獻したる事も、甚だ大であつたのである、然し乍ら一利一害は世の免れざる所であつて恰も封建時代の絕對的義務時代に自由思想が抑壓されて、文化の發展を阻害した弊害があつたと同様、又自由平等時代に於ては、自由競争に偏したるの餘り、終に個人主義が横暴を極むる事となり來つたのである、其結果、義務觀念は全然忘却せられる事となつたのである而して歐洲の大競争も畢竟個人的自由競争の觀念に外ならないのである、又有局の戀愛至上説の如きも膠れる自由平等説に基けるものにして有局は獨り個人と云ふ事に熱中し、家庭と國家に對する義務を忘却したものであるそれは將來の國家に於ては素より自由競争と云ふ事も必要には相違ないが、之と同時に見逃す可らざ

る事は、共存共榮の觀念にして、此思想は即ち連帶道徳の思想であり、相互扶助の觀念である、而して如斯にして共同生活を營むには又一面に於て必らず義務の觀念が伴はざる以上決して共存共榮の實を擧ぐる事は出来得ないのである。歐洲競争の結果國際聯盟の思想の振起し來りたる所以も各國が協定に違反せざる義務を遵奉するの謂に外ならぬのである。要するに將來の社會は義務の伴ふべき權利時代となつたのである、即ち義に於て君臣たりと云ふの意味も此の點に存するのである。





犯罪とスカイ・スクレーパー

(CRIME AND SKY-SCRAPER)

變なとり合せであるが、因縁がないこともない。
 今や世界を支配するものは、Law (法則——法律) ではなく、Lawlessness (無法則——無秩序) である。
 一度科学によりて人類の意志と思想とが古い宗教の教義から解き放たれて、現實な力が人間の掌裡に收められてより、人間を支配しようとする一切の權威は地に墜ちたのである。自己の自由な能力により自己の幸福を求むるのが人間の唯一の目的となつたのである。自己の意志以外に自己を支配する法則はなくなつたのである。欲望は一切である人間。解放の一

手段としてのサイエンスが「自然」の裏面からゴツドをたゞき落して、人間が自己の幸福のために自然を征服することを唯一の目的としてより、法律も、道徳も、宗教も人間を支配せんとする一切の法則はその權威を奪はれたのである。「神は死んだ」(「God is dead」) である。法則としてのゴツドは死んだのである。人間以上の力を認めてこそ、敬虔と服従と博愛とか疑ふべからざる一つの道徳となるのである。ゴツドのない處には何の畏るゝものがある。天は畏るゝに足らず。況んや人をや。國家も、家庭も、教會も寺院も、人間

の欲望に對して何等の制、御を加へる力はないのである。何んとなれば國家も家庭も教會も、等しく皆な人間以上の絶對な第一原因からその權威を引き出して來なければ一日もその存在を支持することの出來ないものだからである。

ゴツドは批判せられた。一切の權威は地に墜ちた。中庸と節制とは無視せられた。渾沌たるデモクラシーである。兇暴なるアナキズムである。憐れむべき人間。よー已に久しく地上の人類は、行く處を知らず、歸る處を知らず、依るに法なく、従ふに道なく、刺激に餓え、欲望にあえいで、日夜蹠跟として彷徨してゐる。絶對價值としてのゴツドの死んだ世界に何の目的があらう。目的のない處に何の義務があらう。欲望は一切である。生は弄ぶべく、死も弄ぶべしだ。ベルレーヌも狂し、ポードレルも狂し、ニーチェも狂した。オスカールワイルドは獄に投ぜられ、トルストイは家を棄てて放浪途上淋しい死を遂げた。ゴツドを求めて、遂に得ざる近代人の悲惨な運命である。
 むちやくちやな、無意義な、無勘定な世界戦争がやつて來たのは怪しむに足らない。節制を受けることを肯じない人間の欲望が自ら破壊、滅を招くのは知れき

つたことである。一千萬の死體を横へたゞけである。何の別に得た所があらう。而して世界は滿身の創痍に苦しむてゐるのだ。何たる馬鹿々々しさだ。
 戦後罪波の押し寄せたのに驚くものは、驚くものゝ無智である。已に一切の法則の無視せらるゝ以上「法を犯すもの」(「Lawbreaker」) の無遠慮な振舞は毫も怪しむに足らない。世界戦争はたまたま封ぜられてゐた魔を放つたに過ぎない。今までやつと濁流の氾濫するのを支へてゐた規範法則のダムが破壊せられたのである。

アメリカは最も犯罪率の高い國だと曰はれてゐる。何の不思議があらう。アメリカは Big Boy (摩天樓) の國である。
 或るアメリカの詩人は、ニューヨークのスカイ・スクレーパーを「意志の尖」(「Arrow of Will」) と呼んだ。建築は人間の意志と思想とが或る論理と設計とに従つて地上に具現せられたものである。人間が自己の存在を主張し、自己の意志思想を表、現するの手段として、凡ての藝術中、建築ほど現實な必然性を有つてゐるものはないのである。かくして、藝術は生活の鏡であるとはよく言はれることであるが、此

の意味でまた建築ほど善く時代を徴徴するものはないのである。調和の中に美を求めた古しへのアゼンス市民のアタロポリスには、彼のシンメトリカル（均齊を得た）なパルテノン神殿が在った。物質的、な實際的なローマ人の建設した帝國は、巨大なコロシニウムにその誇りを見出した。ルイ十四世はヴェルサイユ宮を營み、秦始皇は萬里長城を築いた。これと全く同じ意味でアメリカにスカイ・スクレーパーが生れたのである。

高い建築は必ずしもスカイ・スクレーパーには限らない。巴里には天才ロダンをして日曜日に瞑想に耽けらしめたノートル・ダムがある。ストラスブルには若きゲーテに美の精神を吹き込んだ有名なカテドラル（本聖堂）がある。聖なる情熱を結晶せしめた彼の天才を指すようなゴシック建築は、徒らに高いのではない。飛揚せんとする人間の意氣抱負と、飛ばんとするものを引き止めようとする地の力とは相対し相戦つて、其の中に自らなるデリケートな調和が生み出されてゐるのである。石も木も鐵も、一切の物質を精神化しようとした驚くべき人間の工作は、恐ろしいまでの美を表現し得たのである。然し、之に反し

てアメリカのスカイ・スクレーパーは徒らに巨大なばかりである。只だ徒らに高いのである。徒らに尖からうとするのである。建築上の傳統を破り、調和を無視して、徒らに高く煉瓦と石とを積み上げたビルディングは、むしろ美を破壊するものである。其中に一萬四千の人間が蟻の如く働いてゐる。二百六十メートルのニューヨークのウールウオルス・ビルディングを仰いだものは、一種厭ふべき眩暈と戦慄とを感ぜずにはゐられまい。フランスの前身相エリオが嘗つてニューヨークに遊んだ時、或る皮肉なフランス人が彼に曰つたことがある。「ストラスブルのカテドラルを遊作附のフラツトに改悪してこらんさい。そうするとウールウオルス・ビルディングが出来ます」と。

アメリカは自由の國である。自由は立國の精神綱領である。「自己の能力に従ひ自己の幸福を求むるは箇人の權利である」とは合衆國の獨立宣言にも憲法にもちゃんと誓いてある。古い歐羅巴の傳統とドグマとをふり棄て、新しい國土に新しい天地を開拓するためアトランティックを航してアメリカに渡つて來た人々に廣い土地と豊かな物質とが授けられたのである。自然は彼等に征服せらるべく待つてゐたのだ。夫いで

更に「西部の征服」(“Conquest of the West”)の企てられ、自然と戦ひ、人間と戦ひ、一步一步に富を獲得して行つた、彼の「邊疆生活」(“Frontier Life”)をよびて來た歴史は、遂に現在のダラーの國アメリカを形づくつたのである。肉欲の讚美に初まつたルネサンスの子にして、一箇の浪漫イデオロギアであつたコランパスによつて發見せられたアメリカはかくして大量生産の國となつたのである。

このアメリカにスカイ・スクレーパーが生れたのである。何の不思議があらう。「飛行機上より見たるニューヨーク」は誰方も御存じの筈だ。彼の己がじしニヨキ々々と突つ立つたスカイ・スクレーパーを御覽なさい。嘗つて巴里のモンマルトルの丘の上から、夕日を浴びたノートル・ダムを望んだゾラ（有名なフランスの小説家）は、遙かなるあこがれと深い歡喜とに涙ぐんだのである。若し今日ゾラを地下に喚び起してニューヨークのスカイ・スクレーパーを看せしめたなら、果して何と言うであらう。徒らに人間を感服せんとする、箇の醜い石造の怪物は、節制を受けつけない、あくどい、猛烈な、尤進して已まない人間の欲望其者のかたまりでなくて何であらう。而して今やア

メリカの都市は小となく大となく、競うてスカイ・スクレーパーを積み上げて、所謂「アメリカ第一」の文化を誇示してゐるのである。

若しノートル・ダムが聖なる情熱の結晶ならばスカイ・スクレーパーは欲望の凝まりである。古い傳統のまつはるものもない新しい國土に、火の如く燃え上つた人間の欲望は、終に今日のスカイ・スクレーパーのアメリカを作り上げたのである。節制は無視せられる。法律は輕蔑せられる。自然の成り行きである。欲望は一切である。箇の飽くなき欲望の權化たるスカイ・スクレーパーのアメリカに、犯罪率の高まるのが不思議であらうか。節制を受けることを肯んじない欲望が規範と法則とを一蹴して顧みないのは、毫も怪しむに足らないのである。

アメリカは自由の國である。然り、自由なる欲望の國である。彼等は憲法の命する所に従ひ、勝手に幸福を求め欲望を満たして來たのである。然し物質的、的な十八世紀の哲學(“Philosophie”)から生れたアメリカの憲法に教へられたものが、「神よ、爾と共に在るまで我等は不安なり」と曰はなかつたのは當然である。ダラーに換算することのできない幸福は幸福ではな

い。幸福を購ひ得るグラーこそゴッドなのである。已にグラーがゴッドであり、幸福を求め欲望を満たすことが人々の勝手次第であるならば、どうして幸福を求めようと誰が何と言はう。ビートルを以てするも自動車^{オト}を以てするも、人々各自の自由である。何の憚る所があらう。是に於てか、一千七百萬臺のオートは若き男女を乗せて縦横に疾驅し、バンデイツト(強盜)のビートルには晝夜の別なく大小都市のまん中で鳴りひびくのである。渾ては混亂である。

“God is dead.”(神は死せり)。權力意志(Will to Power)を説き、「超人」(“Superman”)の福音を傳へたニーチェ其人の語である。そして——彼は氣違ひになつて死んでしまつた。

世界を支配するのはゴッドでもなく、法則でもなく、“Lawlessness”である。然り、古い法則としての古いゴッドは死んだ。この渾沌の中から新しい法則としての新しいゴッドが生れるだらうか。それとも又た、混亂に混亂を重ね、苦悶に苦悶を重ねた後、人間は初めて自ら治むることを學び得るのであらうか。

(KN 生)

アメリカが世界に於ける犯罪率のレコードを破りつゝあるとはアメリカ人自身の認むる所て、犯罪はアメリカに於ける十箇の人氣ある論題の一つだとさへ曰はれてゐます。これが爲めに遂に、アメリカに於ける犯罪状態を研究し、防止の方法を講ずるが爲めに、昨年夏にニューヨーク市に於て、官私の成立者が集つて、國民犯罪調査委員会(National Crime Commission)を組織したほどである。左に譯出する一篇は嘗つてシカゴ・トリビュン紙の幹部記者にして、當時アメリカの犯罪状態を研究しつゝある、ロンドン・リンド・ハート氏が「アウトロク」社のために同誌に寄せたもので、元とニューヨーク市の市政を盤断せるタマニー派の横暴を暴露する目的を以て書かれたものであるが、此の一文で、十分にアメリカ式の猛烈な犯罪氣分が味はれると思ひます。

つい先達のこと、或る夜料理店アレックスサンドロ(假名)で一人の平服^{プレイングロウゼスマン}、^{巡査}がひどく酔つてゐて、私達に自分の徽章と弾帯とリボルバーとを示した後、平氣で法律を執行するべくニューヨーク市の群衆の中へ入つて行つた。同じ夜、官服^{ユニフォーム}をつけてゐる三人の

巡査はアレックスサンドロのバーで飲んでゐた。先日も“the Finest”(ニューヨークの巡査の異名)の一人はキャバロ(同じく假名、茲では犯人達の名は凡て假名を用ひる)の店で、ランチに招はれてゐたが、食事中盛んに飲んでゐた。其の男は官服で腕には交通巡査(Traffic cop)の黄色の車輪の徽章をつけてゐた。

此等の飲んだくれのタマニー派の巡査達は只で飲み食ひをしてゐるのである。かういふ官吏は外にも澤山ゐるのである。初めには、酒を飲みたがつてゐる市民達は彼等を怖れてゐるので、レストウランに巡査がゐると、ちらと見たばかりで行つて了うので、大變商買の邪魔になつたのであるが、今はすつかり事情が分明かつて、ポリスマンが多勢ゐればゐる程、その店は安心だといふことになつたのである。

アントニオの店で、或る正午官服の警察官が半時余りも主人と熱心に談をしてゐたが、名刺を出して何か書いてアントニオに渡して出て行つた。アントニオはその名刺を私に見せたが、それにはかう書いてあつた。「トニーはO.Kで、部下の一人だ」(“Tony is O.K. one of boys.”)。オフヒサーの名が署名してあるばかりでなく、官名まで書いてあつた。その男はサー

ヂヤント(巡査部長)で、禁酒法の違犯を見逃がしてゐるのである。

ニューヨークのさる所に(警察にはよく知れてゐるから所番地を詳しく書くには及ぶまい)テッド・アイチャリーの店がある。其處ではラム酒を賣つてゐる。尙外に麻酔劑や怪しがる書物まであつて、をまげに鴉藥まで賣つてゐるのである。ビートル強盜(Gunnery)や酒類密賣人(Bootlegger)や密醸者(Rum-runner)は皆んなこの店へ集まつて来る。讀者は此の場所へ来て、其處に巡査がゐても驚くには及ばない。彼は主人の信任してゐる同類なのである。

先日一人の密醸者が往來で私を引きとめてその男の友人を紹介したが、それはPolice-captain(警部)であつた。數日後或る夜私はそのキャブタンが一軒のレストウランで盛んに杯を擧げてゐるのを見た。

ニューヨークでは少くも一人のポリスキヤブタンはレストウランと協定をして普通十パーセント(一割)を取つてゐるとは店主の話であるが、實際は必ずしもそうまでは取つてゐないようである。オフヒサー(上級警察官)達は時々巡回して來て二百乃至三百弗を要求するのである。或るレストウランではかういふ風で

一年に千二百弗を拂つてゐると白状した。讀者は到る處で「みんな賄賂です」(It's all graft!)といふ語を聞くであらう。しかも非常に嘲笑的な語氣で曰はれるのである。しかし之に對して不平を言ふもの少ないのは、たとへ賄賂を出してさへ、此の商賣が尙且つ多大の利益を收むることが出来るからである。然しながら警察官が定まつてゐる取引方法を觀みず不意に多大の金額を要求した場合には、非常な憤怒を買ふのである。レモニエーでは一年間も酒場を營むてゐて、夫れまで別に大した妨害を受けなかつたが、或る日不意に五人の巡査がやつて来て千弗を要求したのである。これは今迄の仕來りを全く破るもので、それに其内の一人の巡査はこのキャバレーに酒を供給してゐたものであるから、レモニエーでは金を出すことを拒んだのである。で、女主人は夫と一緒に護送馬車であつて行かれてしまつたのである。彼女は非常に怒つてゐたが、裁判所ではうまく行つたのであつた。無罪放免 (Discharged) !!

私が此等の代表的な醜事實を拾ひ上げた時には、別に警察事情を調査してゐたのではなかつたのである。禁酒法の事を調査してゐたのである。先達警察署 (P. S. Dept.)

「一年に千二百弗を拂つてゐると白状した。讀者は到る處で「みんな賄賂です」(It's all graft!)といふ語を聞くであらう。しかも非常に嘲笑的な語氣で曰はれるのである。しかし之に對して不平を言ふもの少ないのは、たとへ賄賂を出してさへ、此の商賣が尙且つ多大の利益を收むることが出来るからである。然しながら警察官が定まつてゐる取引方法を觀みず不意に多大の金額を要求した場合には、非常な憤怒を買ふのである。レモニエーでは一年間も酒場を營むてゐて、夫れまで別に大した妨害を受けなかつたが、或る日不意に五人の巡査がやつて来て千弗を要求したのである。これは今迄の仕來りを全く破るもので、それに其内の一人の巡査はこのキャバレーに酒を供給してゐたものであるから、レモニエーでは金を出すことを拒んだのである。で、女主人は夫と一緒に護送馬車であつて行かれてしまつたのである。彼女は非常に怒つてゐたが、裁判所ではうまく行つたのであつた。無罪放免 (Discharged) !!

私が此等の代表的な醜事實を拾ひ上げた時には、別に警察事情を調査してゐたのではなかつたのである。禁酒法の事を調査してゐたのである。先達警察署 (P. S. Dept.)

員をホールドアップして五千ドルを持ち去つた。四人の強盜はロンバス通り一〇二番街の寶石商を襲つて、店內にあるものを悉く縛り上げて獲物をはまして、四萬五千弗の寶石を奪つて逃走した。市中を驚し廻つてゐる強盜は悉く滅せられないのである。それ處か此の週間の事件はいつともよりは非常に大膽で、巧みに行はれてゐる。然し警察が第一に政治のために行はれて、強盜の防止を明かに後進にしにしてゐる時に我等は何を期待することが出来るだらうか」

又た私が此の文章を書いてゐる時、ニューヨーク・タイムズ紙(レバブリカン黨機關)は警察は怠慢ではないと報じてゐる。曰く「警察では昨日興行地の人道から浮浪者、大道役者、大道樂師や其他交通を妨害するものを追ひ拂つてゐる最中、ブロードウエーと四十六番街で十人の怪しい者を逮捕した」と。

アル・ダンラップ氏は私に語つた事がある。「探偵」誌の調査は強盜に保護を賣つたために訊問を受けて有罪の宣告を下されたと。デドロイトの警察部長ルートルレッヂ氏はバンドウィットの進化を次のように見てゐる。先づ最初は、「Blind Pig」(こころつき)の後立で、次が酒の密賣、それから窃盜で、最後にほん物のバンドウィットとなるのである。たとへニューヨークの警察がバンド

「一月曜日に四人の男が凶器を持って三丁目目の寶石商を襲つて現金と寶石とで五萬五千弗ばかりのものを奪つた。同じ日に五人組のバンドウィットはタクシー自動車會社で三人の出納機をびやかして八千弗を奪つた。又同じ日に一人の強盜はブロックリンで東部救済組合の會計をホールドアップして一萬一千弗を奪つた。凡て逃走して了つた。被害品は一つも還らず、一人も逮捕されたものもない。昨日は四人の男が五丁目一〇四番街の銀行に押し入り、一人の支配人と四人の行

ドイツを保護してゐないとしても、たしかに「ブライド・ピツグ」を保護してゐるのである。彼等はブートレツガーを保護してゐるのである。凡ての不正な營業を保護してゐるのである。それが多くの場合バンドウィットリーの原因となるのであると。

先日、或る巡査が私に曰つた「この無秩序は青年達にまで悪化を及ぼしてゐるのである。青年は昔のように巡査を尊敬しないのである。彼等は自分の父親が殺人犯をやつても巧みに逃れてゐるのを見てゐるのである。その結果が今日の有様である」と。其は何處へ行つても断えず「なんでも賄賂である」といふ語を聞かされて、そしてその嫌疑が眞實であるのを断えず見てゐる結果だと思ふ。

一方では銀行も警察を眼中に置いてゐない。銀行會社は金を運搬するために装甲の貨物自動車を買つて、機關銃を備へつけて、最も勇敢なものに彈丸の通らない下着を着せて運轉させてゐるのである。而してアイオアやイリノイズやインディアナの市民が警察をその手中に収めたやり方についてのアル・ダンラップ氏の報告記事を面白がつて聽いてゐるのだ。市の警備は其等の都市では驚くべき程度に成功

してゐるのである。ニューヨークでも其方法を採用することができないことはないのである。

ニューヨークに於ける現在の警察事情は未だ精利に研究されたことはないのである。レバブリカン黨の選挙本部で、私は日々新聞紙で語られてゐる以上の事を語り得る人を知ることができなかった。レバブリカン黨から市の或る役の候補に立つた人が、選挙の材料を得るためには是非とも警察事情に精通してゐなければならぬのに、「警察は全く破壊されてゐるのである——ない方がいい位である」と曰つて、其まゝにして放つてをくのである。犯、仲間では、彼等の支拂つてゐる金が最高幹部（"Men higher up"）へ行くことを信じてゐるのである。誰れであらう？ どういふ筋道で、幾何の金額が？ 犯人仲間は何つてゐるとは言はない。然かし、多くの警察官吏は知つてゐるのである。そしてやり方によつては事情を話させることもできるのである。

三十年前にはクラレンス・レキソンの長であつて、その名で呼ばれてゐた市會の一委員會はニューヨークの警察状態を調査して、上下を通じて悉く腐敗してゐるのを発見したのである。今や現在の事情と一八九四

（屋屋 (Poley-shops) や賭場 (Pool-room) を保護してゐる巡査が発見された。又た不正な質商 (Pawnbroker) を保護してゐるものも発見された。尚ほ窃盜と通謀してゐるものや、専門の墮胎業を保護してゐるものも見

萬國指紋局を作る計畫

十二歳になると義務として必ず指紋を市役所に届ける。

兩米諸國は各國の労働者が寄り集まつてゐるところであるから労働者又は會社員などを雇ひ主はなかく「神經營者」である。先づ彼等は採用前に指紋をとらせる。「君は君の指紋カードを持参してゐるか」と先づ雇ひ主はきく。

「いえ、持参してをりません」といふと、「では君は一體何によつて、君が君であることを證明しようとするのかね。カードを持参して出なほして來給へ」かういはれると身に罪のおぼえある者は不安におそはれてカードを持参して來ない。おぼえないものは堂々と指紋入りカードを持参して採用を乞ふのである。

これなどは、指紋法が單に犯罪學に用ゐられてゐるほかに一般的に適用されてゐる一例である。實際に來指紋術なるものは、ほとんど全く犯罪者識別の方法として考へられて來た。それは指紋法自體の價值と意義をあまりに過大に高めて來たのである。指紋法の價值と意義といふことはこの頃米國あたりで問題になつて來た。去年の五月ニューヨークで開かれた國際警察會議において、ダエノス、アイレス、出の警視總監アルフレッド・ホートン

年に暴露されたものとの間に明かなる類似が存するや否を發見するために更に又た一箇のレキソニ調査委員會を設けるべき秋である。その當時は巡査はその職を得るのに一人各三百弗を拂つてゐたのである。現在は幾何出してゐるだらうか。而して何故に巡査志願者のために出來てゐる學校が、廣告をするのに「就職を保證す」("Appointments guaranteed")と曰つて敢て憚らないのであるか。

一八九四年には娼家の主人は庇護を受けるために一年三萬弗を拂つてゐたのである。今やニューヨークの數知れない隠れたサロンや酒の飲める (Web) レストウランは幾何ら支拂つてゐるであらう。ブートレッツガー (酒類密賣) は幾何ら出してゐるだらう。一警察管内の三百の「電話付貸間」("Telephone apartments") に巢喰つてゐる賣淫婦は幾何ら拂つてゐるであらう。手入を怖れてゐるホテルでは、夜警巡査に (Patrolman) にいくら與へてゐるであらう。一八九四年にはかゝる警察官の強請は種々の組合から巡査に拂はれる金を全く別にして、一年七百萬弗に上つてゐた。今は幾何に上つてゐるであらう。

レキソニ・インベスタイゲーション (調査) では保出されたのである。今や警察から保護を受けてゐる、かゝる犯罪者は幾何に上るであらうか。

(Outlook, October 14, 1925)

エルナンデツツ氏及び指紋局長エツチエグニリー氏の二人は萬國指紋局制度を採用せられんことを提議した。彼等二人の説明によると、指紋をとるは人間を惡い人間と前提してかゝるでなく、籍に出る惡人を善良なる市民から選り分けるために一般市民の負ふべき一種の義務であるといふのである。世界中の人間が理想的には一人のこゝろす指紋をとり、それを國際的に統一し整理し保管しておくといふことの必要を常に主張してやまぬ人に、ニューヨーク市の警視總監リチャード・エンライト氏が主張する。氏は常に萬國指紋制をもつて全人類の義務であると主張する。氏は説く。氏の説によると、指紋は今日におけるよりもつと廣く、例へば商賈取引、民法上の諸行為等に日常用ゐられるべきものであつて、決して今日における如く制限されるべきものではない。例へば遺言の際や生命保険の如き場合に指紋を用ふれば、どんなに簡單に且便利に行つてあらう。銀行業に於て然りである。もし指紋術が使用されれば犯罪を未然に防ぎ得る機會が随分あるであらう。氏の主張では凡ての者は十二歳に達する時に、一義務として指紋カードを役所に納めるべきである。夫にさしあたり地利の数は、先づ學童より初めるべきである。十二歳頃になると指紋もよほど明瞭になり、その凸凹が捺印に堪へるやうになる。そして現在より直に初めれば二十五年後には世界中の殆どすべての者の指紋は保管し得るであらうと氏は洞測してゐる。實行の能否は別として仰聽するに足る議論ではあるまいか。

名士閑談

「時間」の話し

法學博士 鈴木喜三郎氏談

◇時……去んぬる日の午後

◇所……東京麹町三番町の博士邸

◇人……前司法大臣輔成會々長鈴木喜三郎氏 本誌記者

香いまだ来らざれど、春光陽暉にあまねく軒端の

鳥籠に小禽の聲うらゝかなり、談四方八方に奔り

偶々時間尊重に話頭轉す

地方へ出張して宴會に招待されたり又はこちらが主人となつて招待する事があるが、開宴の時刻は午後五時とか六時とか定めても、其定刻に来る人は殆ど無い時とのかの集會か宴會なれば遅り遅速なく出席される官吏のみの集會か宴會なれば遅り遅速なく出席されるが、官民合同とか實業家の出席する宴會などには遅刻する人が多し、殊に新聞記者などは職掌柄かも知れぬが時刻に頓着なしに遅く来て、大勢よりも早く引揚げたりダラ〜に居残りたりして規律がないやうだ。定

料理なら宴會開始の時刻は日本料理の宴會より確實であり、大概一時間内外が宴會時間で其前後二三十分談話室で愉快に話合つたり喫煙したりして散會するのが例であるから主客共に都合がよいが、日本料理の宴會であると酒盃の献酬が盛に行はれ、又座席を離れて談笑するといふ風で、部分的に應酬して居るから、いつ終るともなく、だれ氣味に時間を費すやうになる。宴會の慣習であるから献酬も可い、應酬の交換も宜いが、時間に制限なく居残りたり早く引揚げたり、客を置き去りに主人が先に座を立つのは不作法の振舞である。斯様な弊習は改めたいものである。

英國の宴會などは何時より宴會と案内されると定刻前十五分以内に行く、其十五分より以前に行く人は會場以外の其付近を逍遙したり適當の場所定刻十五分前に近づくまで待つ、十五分前になれば會場に入る、それから定刻より十五分遅れて来た人は其座席を下位に下げる、従て其時刻を過ぎれば大抵缺席する、缺席すれば電話か其他便宜の方法で、缺席のことを通知する、チャンと秩序が立つから主人側でも斡旋する人も折衝應對が屈くし、客人も禮儀作法を守るから双方氣持よく終始する、それで何處の宴會でも何時の集會で

刻は定刻にあらずして一時間甚しきは二時間も照値がある、それを心得て居る人は案内状に五時とあつても頭の揃ふのは六時だと獨合點で、六時でなくては出席せず案内する方でも六時と通知しても六時には来ないから六時に集めやうとすれば一時間位の照値をして五時と案内するといふ様に、眞面目に五時に来ると一時間空費する、五時三十分に来ると三十分損をする、それが一人の損失ではない二十人三十人が各三十分間とか一時間とか待合はずとすれば莫大な時間を無聊に過す事になる、宴會なら友人知己が両合せて開宴前は四方山の物語も出て格別苦情はないとしても講話とか講演とか云ふ様な會には知合ひの人は少い、諸階級の老若の集會である、其集會が遅いと定刻になつても開始されず講師は揃つても聴者の頭数が講堂に點々とバラ撒いた様では講壇に立てない、多忙な要務を差繰つて来て居る講師は講話をせずして戻るといふ事もあり聴く人も用事を繰合せて来た人もあるが、待てど暮せど講演が始まらないので歸るといふ調子、何れも時間の觀念が乏しいからので、眞直な人には誠に氣の毒である。

それから宴會は開始してから何時間で終るのか西洋も、和氣霽々の間に遂げられるのは實に美しい、主客共に秩序を守るから縱令缺席しても後日に感情を貽すやうな事はない、斯様な點は彼國に學ぶべきであると思ふ。

米國の自動車王(ヘンリー・フォード)は其の富二十億と稱せられるが、其の大資産を擧げて居るフォードが關東大震災後日本の運輸界に着眼して日本は遠からず交通運輸が盛大に發達するものと見込んで、横濱にフォード自動車會社を設け多数の米人事務員職工を呼寄せて盛に自動車を廉價で賣出した、職工の中に日本人が加はつて勞働に就て居るが給料は澤山給與されるが規則が頗る嚴重であるので、日本人中其の任に堪えるものは極めて稀であるといふ。それは日本人の勞働者は今日迄の實狀に徴すると出勤時刻にしても正確に守らず作業時間中と雖も勝手に手を休めたり煙草を吸つたりの習慣がついて居て、作業時間か休憩時間か區別の分らないやうな仕事振りでは嚴肅張りの米人に好まれないのは當然であるが、縱令それでなくとも緊張味の缺けた仕事振りでは高い給料を拂ふのが惜しいといふのは無理からぬことで、これは米人でなくとも邦人仲間でもそうであらうと思ふ。現に同會社に備れて居

た日本人職工の一人が、最初出勤時刻を遅るゝこと二秒、門衛の役人頭として其の職工の入場を拒んだ。次に七秒遅れた、斯く遅刻三回に及ぶと即日雇を解かれたといふことである、一分間でも早く出勤すれば損でもするやうな心持であらうか、見下げた根性といはねばならぬ。斯んな人間は作業時間中でも決して眞面目でなく、唯手足を動かして居るといふ程度である。働きに働いても日本人三人と米人二人との力が相等しいといはれて居るのに、其力乏しい人間が懈れば損斥されるのは素より不思議でない。

英國の會社工場に通ふ労働者は朝六時までに工場に入る、六時が過ぎると六時三十分まで待たねば入門を許さぬ、そうして給料の二十分の一を差引かれる。六時三十分より遅れると八時まで待たされて給料の四分の一を罰金として差引かれる、八時が過ぎると絶対に門内へ入れぬ。それだから労働者は正確に時刻を守る大抵の労働者は朝起きると直に労働服を着て家を飛び出し、工場に通ふ途中、歩きながら右手に麵麩を持ちて口に運び、左手に新聞紙を持ち、食ひつゝ讀みつゝ歩み續けて工場に入るのである。英國の労働者は能

く働き能く遊ぶので労働時間と睡眠時間とは截然と區別して、日本労働者のやうに、作業時間が休憩時間か混同して區別のつかぬやうな事は見られない。能率増進は右等の悪い習慣を改めるのが先決問題だらう。機械の力で新機軸を出す、そうして職工数を減する、或は製法を變へる、これも産業増進の上から觀て緊要な事であるが、よしそれをやるとしても各自が無用時間を節し、定められた時間を守つて懸命に働くのでなくては眞の能率増進は望まれぬ。作業時間の短縮や給料値上げを要求しやうとするならば其以前に以上述べたやうな弊習を打破することを誓約すべきであるまいか、敢て労働者に限らない資本家でも自己改造から出發すれば自己を圍繞する種々の事端は解決されるではあるまいか、少くとも減少することは出来るだらうと思ふ。お互に社交の上にも職業の上にも定められた時刻や時間は厳守するやうに致したいものである。(文責在記者)

『京都時間』と云ふのがあつた。すなはち一時間かけ値のある時間である。京都では五時に始めやうと思へば四時とする、でないと人々は六時でないと集つて來ない、五時と書いて五時に來させやうとすれば正五時と書く、一時間にまで正と不正があると思へる。

生きて英語

(毎號續いておけば辭書になります)

【C】の部

- コート (Heart) 心臓、心、情。
- ハーモニー (Harmony) 調和、一致、協和。
- ハイドロプレーン (Hydroplane) 水上飛行機。
- ハイヤー (Hire) 自家用自動車でなく、賃自動車、タクシーとは違ふ。
- ハイスピード (High-speed) 高速度、高速度力。ハイスピードカメラは高速度でハンドルを廻して鏡技等の微妙な點を寫す活動寫眞撮影機。
- ハッチ (Hatch) 船の昇降口、船口。
- ハッピー (Happy) 幸福な。ハッピーネス (Happiness) は名詞で幸福。
- ハンム (Ham) 豚の尻肉の醃漬にしたもの。
- ハウス・インダストリー (House industry) 手工業、家庭工業。
- ハウス・オブ・ピーヤース (House of peers) 貴族院。
- ハビット (Habit) 習慣、風習。
- ハンズマン (Handman) 亭主、良人、こゝ
- 項は單に「ハズ」云ふ。
- ハンドブック (Hand-book) 手帳、便覧、早見帳。
- ハンディキャップ (Handicap) 優劣を平均するために區者に帯びしむる重擔、競技等に優劣の利を殺ぐこと。
- ハードマン (Hard man) 失禮ですが、お許し下さい。
- パール (Pearl) 眞珠。
- パーソナリティ (Personality) 人物、人品、個性。パーソナルリズム (Personalism) は哲學上の人格主義。パーソナル・クレヂット (Personal credit) 對人信用。
- パーセントイジ (Percentage) 百分比。
- パイン (Pine) 松。
- パニッシュメント (Punishment) 刑罰。
- パトロン (Patron) 愛護者、後援者。
- パルプ (Pulp) 製紙原料。
- パワー (Power) 力、動力。パワーフル (Powerful) は力ある、有力な。
- パッキング・マシーナリー (Packing-machine) 包装機。
- パッション (Passion) 熱情、情慾。
- パス (Pass) 通過する、及第する、通行券、入場券、乗車券。
- パルダックス (Paradise) 遊園、奇蹟。
- パラダイス (Paradise) 遊樂、樂園。
- パラシュート (Parachute) 落下傘。
- パブリック (Public) 公の。パブリック・ホール (Public hall) 公會堂。パブリック・ベネフィット (Public-benefit) 公益。パブリケーション (Publication) 出版。パブリック・オピニオン (Public opinion) 輿論。
- パテント (Patent) 免許、特許、權利。
- パシフィック・オーシャン (Pacific Ocean) 太平洋。
- パンフレット (Pamphlet) 小冊子。
- パンセイズム (Pantheism) 哲學上の汎神論、萬有神論。
- バーバー (Barber) 理髮店。
- バー・ア・ビュー (Bar at a view) 鳥瞰圖、俯瞰圖。
- バーゲンデー (Bargain day) 大賣出し、バーゲンセール (Bargain sale) 大賣賣。
- バース・デー (Birth day) 誕生日。
- バイオリニスト (Violinist) 洋琴家。
- バイプレーン (Biplane) 複葉飛行機。
- バロメーター (Barometer) 計量器。
- ベネチー (Venice) 自負心、虛榮心。
- バリュー (Value) 眞價、價值。
- バルコニー (Balcony) 露台。
- バリエティ (Variety) 雜多、諸國大會。
- バラク (Barrack) 兵營、假處。
- バザー (Bazaar) 慈善市。

臨終の母を捨て、 奮然公務を執行した

大味部長の沈勇

札幌刑務所室蘭出張所首席看守部長大味治三郎氏はその日、實母危篤の報知を受けた。め、看守二人に懇に、勤務上の注意方法を示し、賜暇を得て札幌にある實母の許に看護のため歸省した。

母の死は、もう一二時間にせまつてゐるとは、醫師の診断であつた。氏はせめて、永い間の鴻恩の萬一をもつくさんと、最後の片鱗に怠りなかつた。

處へ、同支所から突如、急報が、飛來した。

窃盜被告事件で、收容されてゐる引地政吉なるものが戒護の際に乗じて逃走した——といふ意外な事實であつた。

責任觀念に篤き大味部長は、この報を手にするや、私情を捨て、公務につかんとを決意し涙をのんで、飛び上つた。そうしていまや末期の母と死別——いよいよ

たしくも目前に通る臨終の水もとらずに、殘る心に鞭打ちて、永々の生き別れを告げ、直ちに、札幌の本所にその旨を通報し、急遽室蘭をさして引き返した。

哀れ、阿氏が、未だ支所につかざる車中の頃、母は、空しくも終に、永久かへらぬ冷き體となつた。

阿氏が、室蘭についたとき、逃走囚は、既に逮捕され病院に臥床してゐた（逃走後偏イラズにて自殺を企つ）が、病院にかけつけるや、囑託醫を呼びよせ一應の診断を求むると共に、室蘭區裁判所竹山檢事の意見を聞き、手續の上、其夜は、該病院にて手當を加へ翌二十七日午後、經過良好なるをみて、出雲所に收容發送する等、手續上の遺憾なきに努めた。

あ、母の死を目前にしつゝ、公務のためとは云へ全てをすて、歸所した阿氏の心——斬る甲斐なく臨終にもあへざる悲痛さ——更に、その、悲歎余りある心を抱きつゝ、突發した事件に惑迷せず、慎重に、適當な處置を講じた沈着さ——は、寔に、吾人の龜鑑とすべく賞讃と感涙に咽ばせずにはをられない。

こゝに、その心情に衷心同情の意を表すると共に、職責に對するまことに對し、極みなく讃嘆するものである。

死を睹して

毒瓦斯に仆れた五名を 救助した坂内看守

西大門刑務刑の炊事場内に漬物窖がある縦五尺三寸横五尺深七尺五寸、一炊夫が窖中の汁を汲出すために階梯を降つて窖底まで行くや其の刹那に仆れた、之を救はんとして窖中に下りた炊夫も仆れた、次ぎ々に五人まで仆れた、これは漬物の汁から生じた硫化水素といふ猛烈な毒瓦斯に中毒したのであつた、咄嗟の棒事て手の下しやうもなかつたが、看守坂内勇氏は駆け付けた、袖も剣も取外して窖内へ下りやうとしたが一瞬間に中毒して呼吸が苦しくなつて仆れかゝつた、そこで一たび其場を出て新鮮な空気を吸ひ冷水を浴びて毒氣を去り更に勇を鞭して、窖内に入り用意の綱を仆れた者にかけて、合圖して引揚げさせ自分も其の度に上つて深呼吸し復次ぎ々々に引揚げて五人を援け出したが自身も中毒して病褥に横はるに至つた、幸に數日に

して元氣を回復した、中毒の炊夫にはいろいろ手當を盡し四人は全治したが一人は中毒が原因となつて死んだといふ事であるそれで坂内看守は其の行動を表彰せられ總督から特別賞與金を給與せられたが又其の廉に依つて一月四日御用始の日に勅定の功勞記章を授與された、これは自身の危急をも顧みず機敏な而かも用意周到に職責を竭し人命を救助したのであつて、犠牲の精神が發露した大英斷である。私等は前の大味氏と此の坂内氏との行動に就て、公事に對する嚴肅な氣分を養ふことが出来ると思ふ。

今度風變りな時計が製作された。その時計は時面が四角で、しかも時分を指す針がないのである。目下ロンドンの各點鐘で試験されてゐる。

この時計に依ると、時間は從來の如く時面に記された數字を針で指示するがはりに、二つの小さな圓板の上の數字に依つて示されるやうになつてゐる。つまり一分毎に、その時の分を何分と指示する新しい板が自動的にやうになつてゐる。時間の方も同様である。この時計は電氣仕掛けで、普通の觀時計に依つて動かされるのである。



家庭のページ

お上から勘當

あらゆる制度をやりかへて、自分らの主義の通りにする事に成功してゐたロシアでも、さすがにこればかりは、どうにも出来なくて、とうとう我を折つしまつたと云ふ。それは外でもない婦人の服装だ、すなはち外國から来る婦人流行雜誌までも禁じて、一定した質素なものにしてやうと可なり努力して規則を作つて取締をして見たが、お上の目をぬすんでまで、どんなにいろんな流行物を作るので、女は羨み難しとも思つたのか、縁なき衆生は度し難しとも嘆じたのか、一切法令を脱して勝

手にするがいゝと云ふことになつた、丁度いくら意見してもなほらぬドラ息子と同様、お上から勘當された露國婦人の顔が見たいものだ。

生不動の子

先達東京府下の松澤村のある電気職工の子が無惨にも焼け死んだと云ふことだ、おかみさんはお産をしたところなので、考畢が起きて朝のしたくをしてゐたところへ、三男の五つになる子が起きて来て、台所に遊んでゐたが、老母はその子を殺して一寸買物に出る間に七輪の火が前物に燃火して、それが大人々大きくなり、見る見る生

不動になつてしまつた、子供はヤーク泣くのだが、母親は産じよくにあつて、別に氣にもとめなかつた、父親は前晩おそくまで酒をたらく飲んで、ぐつすり寝込んでしまつてゐるで何にもしらぬ。その中に二男の八つになる子供が起きて見ると、この有様を驚いて父親をゆり起したので、父親もあはてゝ狂氣の如く火に包まれてゐる子供を抱きかゝへて半町もある附近の小川に連れて行つたが、その小川は厚氷がはつてゐてどうにも出来ず、悲鳴を上げながらうらの井戸へかけもどり、井戸水をつけたが、この時にはすでに半身黒こげとなり、遂に子供は無惨の焼死をとげた。

この頃の寒さに子を持つ親たちにとつては、うはの空に開き流しは出来ない話。

家計上手な
佛國の主婦

フランスと云ふところは話にきくと大變ではな流行を競ふところのやうに見えるが、この頃巴里で立派ななりをして歩いてゐるのはみんな外國人で、フランス人はきれいにしてゐても、それは染直しや、仕立直しである。

フランスの婦人は大變買物が上手で主婦たちの話の種はいつも「あそこには格安品が出た」とか「あの店は大變いゝものを安く買ふ」とか云つたことで、主婦自身が何軒も店を歩いて見てからでなければ無暗に買つたり御用きゝに持つて來させたりしない。かうして零細な家計を立てゝ、それから剩餘を出し、それを皆貯蓄してゐる。だからフランスを維持するものは軍人の劍でなくて家庭婦人のパデレン

である」と云つてゐる。パデレンとは毛糸で編んだ靴下を云ふので、それにいはゆるへそくりを貯め込んでゐてまさかの時には政府に寄附して佛國を救ふからだ。

かう云つたとて決してケチンボウをしてゐるのではない。食物も相當にとり、休養娛樂にも相當金をかける。

笑ひの種々

人間は笑ふ動物だとか聞いてゐた。なるほど人間以外笑つたといふ動物のことは、見たことは勿論、聞いたこともない。

處が人間にはいろいろな笑ひがある。哄笑、放笑、失笑、冷笑、苦笑、微笑、近ごろではそれでも事足りないと見えて、微笑ななして、白髪頭や禿頭ではとても解りさうもない笑ひ方まで出來て來た。これは人間の進むにつ

れて、笑ひの變化した複々になる證據であらう。

漢字漢語では右のとほりであるが、日本の假名で書くと、またいろ／＼な笑ひ方がある。ニコニコ笑ふニヤ／＼笑ふ、クス／＼笑ふ、ゲタ／＼笑ふ、ゲラ／＼笑ふ、のはお化けであるが、うらめしやといつて出て來る即靈なんぞより、怒り笑つてゐる化け物は、甚だ變態がある。

それかまたカンラカラカなんて笑ひやうがある。これも甚だ難かしい。笑ひ方であるが、これは天狗の笑ひ方であるから、誰れもあんまり見聞した事もない。見聞したらこれも氣味が悪く方であらう。なほ笑ひの音響もいろいろある。アハハ、オホホ、ニヘヘ、フツフツなんていふかと思ふと、大勢一掃になると、一度にドツと笑ふとなる。怒りなるとあらゆる名を用ひなければならぬのみならず、

同じニヤ／＼笑ふとしても、その間には微妙な相違があつて、それは到底文字のみでは盡くされない。たへ切れない嬉しさを表切るニヤ／＼もあれば、他を下げすんで笑ふニヤ／＼もある。さらに虎溪の三笑なんて來ると、どうも嬉しいのだから、人を馬鹿にしたのだから、悟つたのだから、非だ見當のつかない笑ひになる。

土地と食物

自然といふものはよく出来て居るもので各其處の氣候風土に應じて其處に住むものに最も適當なる食物を供給してゐるものだから南方に住むものは南方に産する食物をとるのが良いし北方に住むものは其地方に産するものをとるのが最も體に適當する。是に神慮の測るべからざる所ともいはいはるか北に住んで居る南國に産するもの、などを喰べたが

るのは神意に背くもの、同種類稻の種子でも南は南、北は北、の人の體に適する様に成分が變つて來るものだ北海道に住むものは北海道の米を喰ひ北海道の果實野菜を喰ひ北海道の魚肉を喰ふ是れが最も適した自然の食養法だ。自然に従つて食を選食ひ、自然を破らぬ料理法をする之が最も大切である北極探險隊が、食物を用意して遠征すれば恒に病氣に罹されて目的を達せない證方なしに器具を具備し至る處野獸海獸等を捕へて其血を吸り其肉を喰ひ土人の生活を倣ふに及んで病氣にもかゝらず完全に其目的を達するに至つたといふ事も如何に動物の食物は其の處に従つて攝らざるべからざるものだとはいふ證明になる。

甘酒の榮養價

甘酒は酒といふ字が使つてあつても、殆どアルコール分はな

く、その主事成分は普通には葡
萄糖と唱へられてゐるけれど、
特殊のものでも糖として稱した
方が宜らしい。その糖が多分
に含まれて甘味があり、他の糖
類に比して栄養上價値極めて大
なもの、甘蜜には、勿論のこと
老人小兒の食用として極めて
好適のものです。

そして甘酒は容易に素人の手
で、何等特殊の器具を要するこ
ともなく、隨時に製造出来ま
す。近時は種々なる新らしき飲料に
際例せらるゝ傾きがあるけれど
も、生理上からも嗜好上から
も、衛生上からも極めて良好の
ものであり、また玄米甘酒の如
きは、ウイタミン蛋白質、脂肪
をも含んで、味も一層濃厚美味
ですから、吾等日常の飲料から
逸し去ることの出来ないもの
です。

その成分の性質が容易に胃壁
に消化吸収せられ、春季、氣候の
未だ薄ら寒い時分に飲むと
體熱を發生すること多く、感冒

に罹れる人など飲むに最も適す
るものです。

乳兒の怪我は 母の不注意から

乳呑み兒の怪我は不慮の災難
といふべきものは甚だ少く、大
概が養育者の不注意に依るもの
である例へばやつと俯ひ出した
頃の小兒は其頃の子供は何時の
間にか俯ひ出して候側から落ち
たり或は二階から落ちたりし大
怪我をし易い。それを預防する
ために二階の降り口や縁側に手
摺を設ける事が必要である。乳
母車に乗せた子供を離れる
のも亦怪我の基となる。一寸の
隙に墜落した例を浮山見受け
る此の様に高い處から落ちると
頭蓋骨や腦出血を起して即死し
たり、それが原因で遂には啞に
なつたり痲痺になつたりするの
である。次に長い物を持たせな
い様にしなければ子供等は直に
口に入れたがるから口に入れた

儘倒れでもすると口中や咽喉を
怪我する事が多いのである。小
さい物も亦吞下する事が多いので
ある。墨や板の同等に鍋や鐵瓶
を置く事は火傷の原因になるむ
等を下ししろ子供等は火氣や熱
氣のある處に近づかせない事が
肝要である。熱い風呂で火傷す
る事も甚だ多い。入浴させる場
合には風呂加減を見てから子供
等を裸になすがよろしい。或は
子供を寝かす時屏風を立てる事
もよいとは思はれない。遽に吹
いて来た風に吹き倒されて怪我
をした例がある。一般に子供は三
四寸の高さから頭を落しても直
に發熱する事がある。それで子
供を寝かす時でも成るべく急激
に頭を落さない様に寝かさせ
なければいけない。つまり一番
危険なのは俯ひだしかけた子供
即ち満一年頃の子供には慎重な
注意を要する。

母は強し

婦人は弱し、然れども母は強
しいといふ言葉がある。言葉は古
いが、意は決して古くない。
弱い婦人が、子をもつて母と
なれば何故に強いのであるか。
子を思ふ一念の強きにある。親
子をつなぐ愛の力の強きによる
のである。
愛は強い。愛のあるところ、弱
き婦人も即ち強くなる。而して
母は最もつよい愛の所有者であ
る。かつて母とならざる婦人は、
それ故に、この最も強き母性愛
の力を知らぬ。婦人弱きが故に、
これを強くせんとして、神は婦
人に子を興へたのであらう。子
をもたぬ婦人は不幸である。
婦人は子をもたねばならぬ。
母とならねばならぬ。母となる
ことが、少くとも、婦人の天職の
一つである。成業や我儘のために
子を生むことを避けんとする近
代女性の傾向は、世紀末文明の
顧慮のためであるが、人性に悖
り、自然に叛す。斷じてゆるすべ
からざる惡傾向である。母とし
て強く生くことが、即ち國民
としての義務であり、又人生へ
の貢獻である。

統計

大正十四年十二月中入出所並月末在所人員 (△△減)

人員	入	出	現	前月末日	前年同月	増	減
受刑者	5,015	5,266	5,516	5,015	5,616	501	1,101
刑事被告人	3,211	3,311	3,577	3,211	3,611	366	400
勞務留置者	377	377	377	377	377	0	0
乳兒	30	7	19	30	31	1	1
計	8,633	8,961	9,489	8,633	9,635	856	1,002
男	4,677	4,839	5,168	4,677	5,016	341	339
女	3,956	4,122	4,321	3,956	4,619	663	663

備考 内朝鮮人受刑者男五三三人 刑事被告人男五八人 支那人受刑者男一〇〇人 女一人 被告人一一人
英人受刑者男一人 露人受刑者男二人アリ

刑務令規

行甲第二三三號 (大正十五年) 二月二十二日

刑務局長 御中

特定ノ日ヲ指示シタル假釋放ニ

國民ノ紀念スヘキ佳辰慶祝日其他特定ノ時
機ニ於テ假釋放ヲ爲スヲ以テ一層其ノ効果
アリト思料スル場合ノ上申ハ少クモ指定
スヘキ期日十五日前本省ヘ到着ノ計込ヲ以
テ書類送付相成度
從來右ノ如キ場合ニ於ケル假釋放ハ多ク電
信ヲ以テ許可相成候處今回期日ヲ指示シタ
ル許可書様式別紙ノ通定メラレ候ニ付爾今
前以テ許可書類送付相成候間指定ノ期日釋
放方御取計相成度候
追テ通信機關其他ノ障礙ノ爲萬一本文許
可書力指定期日迄ニ到達後監獄法第六十
四條ノ法定期間ニ執行相成度御本文ニ依
ル執行報告ニハ指定セラレタル釋放日ヲ
特ニ備考ニ附記相成度

茶話會

二月二十日(土)午後二時本會茶話會を開
催す、今回は近來東京市内に頻りに起る放
火事件に關して會員の參考にならばかと云
ふので、加藤學府と合同して帝大教授醫學博
士三宅彌一氏を聘して、病的放火に就ての
講演を請ふた。何しろ藥物なので吉谷檢事
講をたのんで來る有様であつた。博士は專
門的な叙述を避けられたがそれでも、流石
に斯道の大家だけに、素人の抱いてゐる單
純な觀念を刺殺するに足る種々の項目を設
けて説明されたので得るところ大であつ
た。當日の出席者は
三東眞清、武藤巨、關義夫、石川源一、
高橋健、長山始、徳水方作、佐藤宗助、

刑務所長

大正何年何月何日具申ニ依ル假釋何年何
月某ニ對シ來何年何月何日ヲ以テ假ニ出
獄スルコトヲ許可ス

司法大臣

茶話會

加藤和男、石谷圭三、水上友吉、井川信
一、松田正壽、土田茂登治、本良英龍、
志村靜、佐藤金吾、瀧澤齊、土倉是空、
清水善亮、大塚秀治、中田達治、西岡三
郎、小俣正一郎、双木文四郎、根岸親次
郎、仁科正英、榮茂彦、笠井成雄、印南
龜吉、石川榮市、大木眞治、池田謙季、
清水電光、納身五郎、秋谷仁三郎、遠藤
勝三郎、土谷正光、中田主税、鐘相琦、
持田久藏、伊藤鏡之助、伊藤文平、深澤
三男吉、瀧ヶ崎謙吉、行定形治、機間實
義、太田卯八、中村庄次、古山英將、西
川健治郎、柿崎忠藏、竹内重雄、岡野三
島次郎、石井榮重、三真繁太、根本繁治、三
郎、尾田澤孝、山永正、和田太郎吉、青木
上野馬太郎、山本正、和田太郎吉、青木
三郎、大前兼助、堀田熊治郎、中村好三、
門卯七、十河政之、伊藤忠次郎、高橋作
三、東實信、木下龍英、青柳彌生、宮川良
甫、伊藤清之助、藤川慈孝、野島好、鶴
岡謙、櫻井博喜一、藤本安次郎、瓦井俊
五郎、岡田徳次、山本伸次郎、後藤四方
吉、源敏、徳永藤助、相澤謙三郎、佐藤
乙二、大野數枝、秋山榮、藤澤正啓、正
木亮、岡部常、辻敬助、松井利義、泉二
新熊、近藤亮雅、島田榮造、江村繁太郎、
香川又二郎。

刑務協會役員

總裁	司法大臣	江木翼
副總裁	司法次官	林頼三郎
兼會長	司法省行刑局長	泉二新熊
兼理事	司法書記官	松井和義
兼理事	司法省保護課長	宮城長五郎
同	司法書記官	辻敬助
同	司法書記官	岡部常助
同	小菅刑務所長	有馬四郎助
同	豊多摩刑務所長	大野數枝
同	巢鴨刑務所長	佐藤乙二
同	市谷刑務所長	秋山要
常務理事		香川又二郎
主事		江村繁太郎
同		島田榮造
同		近藤亮雅

定價	一冊(稅共)	金二十錢
定價	六冊(稅共)	金一圓二十錢
定價	十二冊(稅共)	金二圓四十錢
廣告	五號活字半段一行	金一圓
廣告	一等一頁	金五圓
廣告	二等一頁	金四圓
廣告	三等一頁	金三圓
廣告	通一頁	金十圓

●御注文はすべて前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて
●拂込のことは、但なるべく振替を利用せられたし
●口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居
の際には新舊住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
大正十五年三月二十七日發行

東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 香川又二郎
東京市豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人 五島林太郎
東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麴町區西日比谷町一番地
電話銀座二三四四、三八二五番
發行所 刑務協會

